

東温市国土強靱化地域計画



令和2年8月策定
(令和5年12月改訂)
愛媛県東温市

目次

はじめに

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 地域特性と自然災害

- 1 本市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 自然災害等の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 対象とする自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 脆弱性評価

- 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）・・・・・・・・・・ 14
- 2 評価を行う施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 脆弱性評価の結果・分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの
推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第5章 計画の推進と重点化

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 2 市の他の計画等の必要な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 3 施策の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

《別紙1》「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの
脆弱性の評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

《別紙2》「施策分野」ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

《別紙3》東温市国土強靱化地域計画に基づく取組・・・・・・・・・・・・ 84

《別紙4》用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

1 計画の策定趣旨

東日本大震災の経験を踏まえ、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に『強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「国土強靱化基本法」という。）』が公布・施行された。

また、平成26年6月に国土強靱化基本法に基づく『国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）』が閣議決定され、平成30年12月には、近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえた基本計画の変更が行われるなど、国による強靱な国づくりが計画的に進められている。

愛媛県においては、平成28年3月に『愛媛県地域強靱化計画（以下「県強靱化計画」という。）』が策定され、令和2年3月には、基本計画の変更や西日本豪雨災害の検証結果等を踏まえた県強靱化計画の見直しが行われるなど、災害に強い強靱な県土づくりが進められている。

本市においても、台風の大型化や大雨の頻発化・局地化・激甚化等をはじめ、今後30年以内に南海トラフを震源域とするマグニチュード8～9クラスの地震が70%～80%の確率で予想されるなど、大規模災害等の可能性が高まる中、市民の生命・財産を守り、被害が最小限に抑えられるとともに、迅速な復旧復興を図ることができる「強さ」と「しなやかさ」を持った強靱なまちづくりを推進するため、本市の強靱化に関する指針として、『東温市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）』を策定する。

2 計画の位置付け

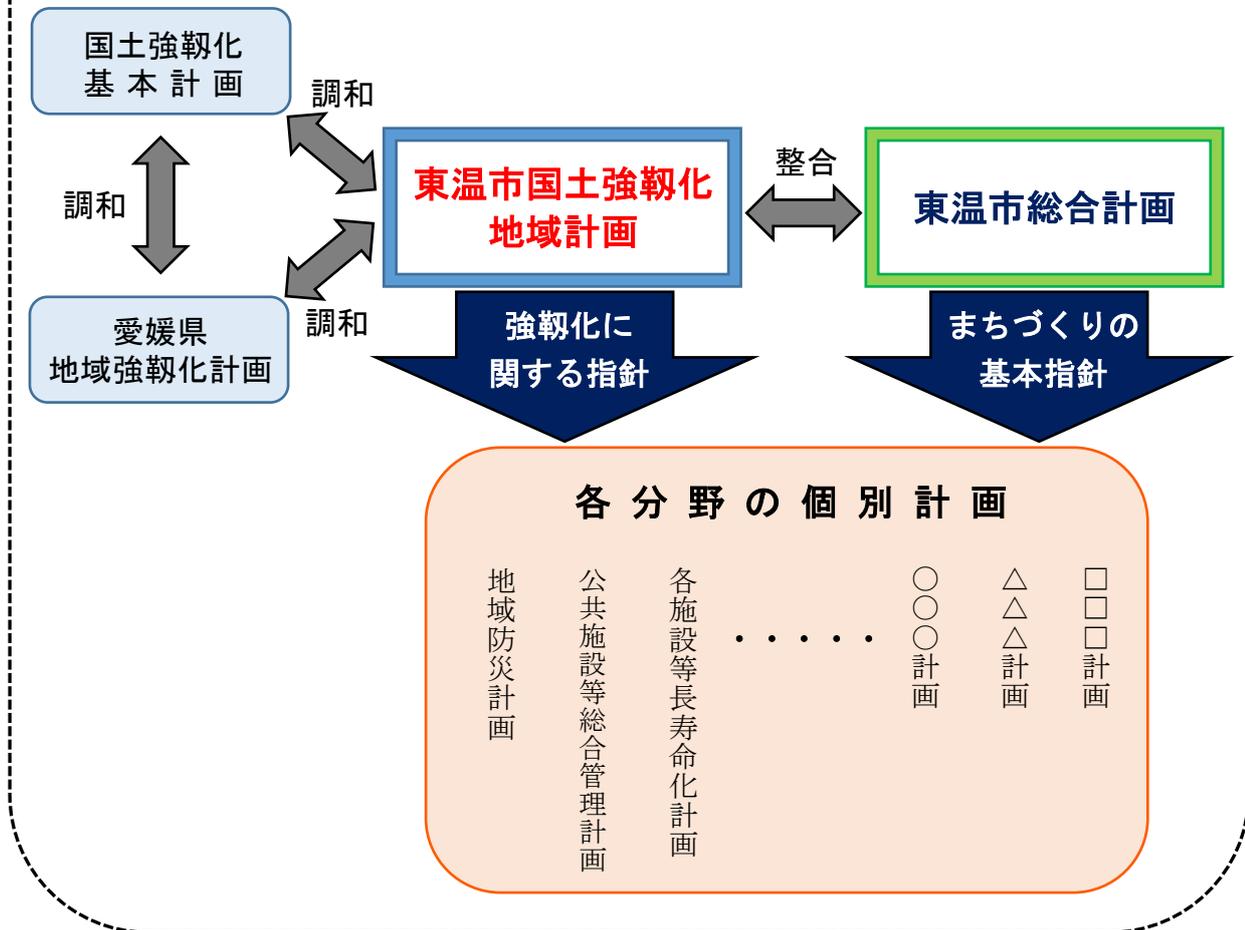
本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本計画及び県強靱化計画と調和を図りつつ、市政の基本方針である東温市総合計画とも整合を図りながら策定し、本市における強靱化に関し、様々な分野の他の計画等の指針として位置付けるものである。

【国土強靱化基本法（抜粋）】

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

<東温市国土強靱化地域計画の位置付け>



3 計画期間

本計画は、中長期的な視野の下、施策を推進する国の方針に基づき、概ね5年間を計画推進期間とする。

ただし、計画推進期間中であっても、国や県の動向、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討することとする。

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

基本計画及び県強靱化計画を踏まえ、次の4項目を本市における強靱化の基本目標として掲げ、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市（市域）の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、基本計画及び県強靱化計画に準じ、次の8項目を事前に備えるべき目標として設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 基本的な方針

国土強靱化の理念や基本計画、県強靱化計画を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた本市の全域にわたる強靱なまちづくりについて、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証しつつ、取組を進める。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取組を進める。
- ・ 各地域の多様性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政（国・県・市）と市民や民間事業者等が適切に連携及び役割分担し、一体となって取組を進める。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 人口の減少等に起因する市民ニーズの変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、限られた財源の有効活用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。

(4) 地域特性に応じた施策の推進

- ・ 人とのつながりや地域コミュニティ機能を向上し、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人のほか、通勤・通学等による来訪者にも十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 地域特性と自然災害

1 本市の地域特性

(1) 地形・地質

本市は、愛媛県の中央部に広がる松山平野の東部にあり、県都松山市から12kmに隣接する。東は西条市、西は松山市、南は久万高原町、そして北は今治市に接し、面積は、211.3km²である。

東に霊峰石鎚山地、南に皿ヶ嶺連峰、北に高縄山塊を望み、三方の山間部と西の松山平野へ向かって広がる扇状の平坦地などから形成されている。

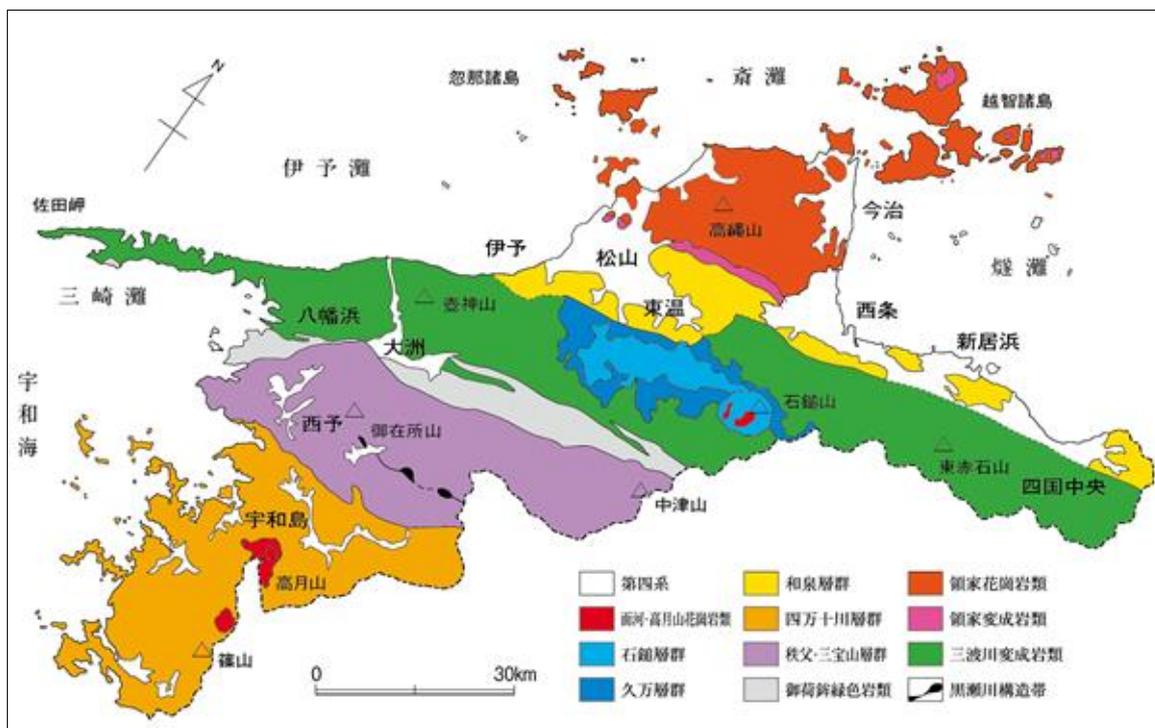
本市の中央には、北部に源を発する重信川が流れ、市を二分化しているほか、重信川に合流する表川や、東部の山間部を流れる滑川などがあり、泉やため池も多く存在する。

愛媛県の地質は、阿波池田から四国中央市、西条市、松山市南方の砥部町を経て、伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

本市の地質は、この内帯と外帯に及んでおり、内帯には和泉砂岩層群と第四紀堆積物が、外帯には三波川変成岩類・石鎚山第三系が分布する。

内帯の和泉砂岩層群の地層は、今から約7,000万年前の上部白亜紀に、海底に砂や泥が堆積してできたもので、その厚さは7,000mもあるといわれている。

一方、外帯の三波川帯の原石は、上部古生代(2億7,000年以前)に海底火成活動の産物を多く含む堆積物といわれている。また、石鎚山第三系は、皿ヶ峰をはじめ高い山地のほとんどがこの層である。



愛媛県の地質（出典：愛媛県レッドデータブック）

(2) 気象

本市の気候は、瀬戸内式に属し、平均気温は16℃前後と温暖である。

しかし、複雑な地形のため、内陸に入るに従い気温は下がり、山間部では、平均気温が12～15℃になるなど、場所によって相当な気温差がある。

平野部は、冬季も温暖なため、ほとんど積雪をみないが、山間部では、冬季に一定の積雪がある。また、冬季には重信川及び表川沿いの低地に強い季節風が吹く。

年間降水量は、1,522mm（平成22年～令和元年の平均）で、平野部に比べ、山間部が多くなっている。

月平均降水量では、梅雨と台風の影響から、5月、6月、7月及び9月に多く、年間を通じて春季、夏季に降水量が多くなっているが、8月はやや減少する傾向である。

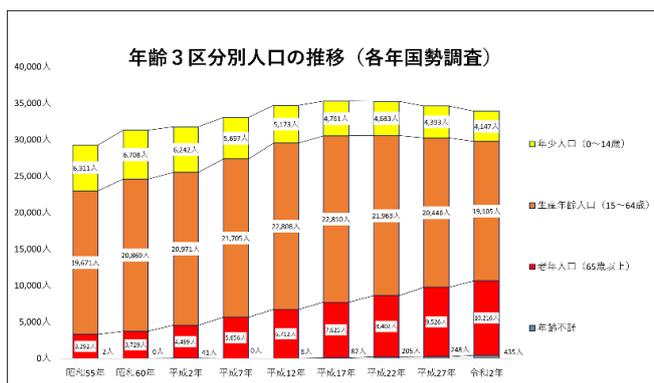
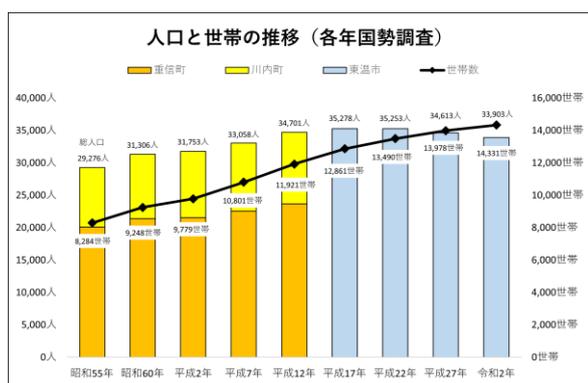
(3) 人口

令和2年度の国勢調査による本市の総人口は、33,903人で、平成17年までは増加傾向であったが、平成17年から令和2年度まで15年間では1,375人減少するなど、少子高齢化等の進展により減少傾向にある。

1世帯当たりの人口は、令和2年度が2.37人で、平成17年の2.74人、平成22年の2.61人に比較し、年々核家族化が進行している。

年齢3区分別人口では、年少人口が12.2%、生産年齢人口が56.4%、老年人口が30.1%となっており、年少人口の割合が低下し、老年人口の割合が増加する傾向にある。

また、昼夜間人口比率（日中と夜間の人口比率）が108.9と県内で1番に高く、市外からの通勤、通学が多くなっている。



2 自然災害等の発生状況

(1) 風水害

近年の本市における台風等による風水害の発生状況は、次のとおりである。

年月日	原因	被害概要
H16. 8. 25～30	台風 21 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住家被害 （一部破損 1 棟 1 世帯 1 人、床下浸水 1 棟 1 世帯 4 人） ・ がけ崩れ等 2 か所 ・ 農林水産業施設被害 （田、畑、農業用水路、農業用道路、林道） ・ 公共土木施設等被害（河川、砂防設備、道路） ・ その他被害（停電）
H16. 10. 18～21	台風 23 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板戸地区に避難勧告を発令 （対象：44 世帯 113 人） ・ 人的被害（死者 1 人） ・ 住家被害 （全壊 1 棟 1 世帯 2 人、半壊 1 棟 1 世帯 2 人） ・ がけ崩れ等 2 か所 ・ 農林水産業施設被害 （農業用水路 1 か所、林道 2 か所、林地 10 か所） ・ 公共土木施設等被害（河川 1 か所、道路 1 か所） ・ その他被害（停電、道路通行規制）
H23. 9. 1～4	台風 12 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立集落（滑川地区 51 世帯 86 人） ・ 孤立集落（山之内蔭地地区 3 世帯 5 人） ・ 自主避難 （山之内地区 1 世帯 2 名、河之内地区 1 世帯 6 名） ・ 土砂崩れ 1 か所（人的・物的被害なし） ・ 公共土木施設等被害（河川 7 か所、道路 5 か所） ・ 停電（河之内、滑川、明河 151 戸） ・ その他被害（道路通行規制）
H23. 9. 19～21	台風 15 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立集落（滑川地区 49 世帯 83 人） ・ 自主避難（滑川地区 3 世帯 4 名） ・ 土砂崩れ 1 か所（人的・物的被害なし） ・ 公共土木施設等被害（道路 1 か所） ・ 停電（河之内、滑川、明河 151 戸） ・ その他被害（道路通行規制）

年月日	原因	被害概要
H29. 8. 7	台風 5 号	<ul style="list-style-type: none"> ・滑川、河之内、西谷地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令（対象：764 世帯 1,824 人） ・農林水産業施設被害（農業用水路 2 か所） ・停電（山之内地区 約 60 戸）
H29. 9. 17	台風 18 号	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 10 地区に避難勧告を発令（対象：2,187 世帯 5,171 人） ・孤立集落（山之内地区） ・住家被害（全壊 1 棟、床下浸水 6 棟） ・農林水産業施設被害（農地 7 か所、農業用水路 3 か所、農業用取水堰 1 か所、農業用道路 3 か所、林道 5 か所） ・公共土木施設等被害（河川 1 か所、道路 1 か所） ・その他被害（道路通行規制）
H30. 7. 6～8	平成 30 年 7 月豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 9 地区に避難勧告を発令（対象：2,053 世帯 4,872 人） ・農林水産業施設被害（農地 6 か所、農業用水路 6 か所、農業用道路 2 か所、林道 2 か所） ・その他被害（道路通行規制）
H30. 9. 9	秋雨前線による大雨	<ul style="list-style-type: none"> ・山之内地区、上林地区に避難勧告を発令（対象：422 世帯 1,010 人）
H30. 9. 30～10. 1	台風 24 号	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 7 地区に避難勧告を発令（対象：1,266 世帯 2,952 人） ・住家被害（床下浸水 3 棟） ・農林水産業施設被害（林道 1 か所） ・公共土木施設等被害（河川 2 か所、道路 1 か所）



H 2 3 台風第 1 2 号（市道：滑川地区）



H 2 3 台風第 1 2 号（市道：山之内地区）



H 2 9 台風第 1 8 号（則之内地区）



H 2 9 台風第 1 8 号（林道：上林地区）



H 3 0 7 月豪雨（農地：井内地区）



H 3 0 台風第 2 4 号（表川の様子）

（2）地震災害

近年、本市において大規模な地震災害は発生していないが、震度 3 以上が観測された地震の発生状況は、次のとおりである。

年月日	震央地名	M	最大震度	本市の 最大震度
H17. 3. 20	福岡県北西沖	M7.0	6 弱	3
H18. 6. 12	大分県西部	M6.2	5 弱	3
H19. 4. 26	愛媛県東予	M5.3	4	3
H24. 10. 27	高知県中部	M4.5	3	3
H26. 3. 14	伊予灘	M6.2	5 強	3
H28. 4. 16	熊本県熊本地方 (熊本地震)	M7.3	7	3
H30. 4. 9	島根県西部	M6.1	5 強	3
H31. 3. 11	愛媛県南予	M4.6	3	3

3 対象とする自然災害

本計画では、本市の地域特性や過去の災害等を踏まえ、発生した場合に甚大な被害をもたらす可能性がある次の2つの自然災害を対象とする。

(1) 台風や集中豪雨等による風水害・土砂災害

近年、地球温暖化等の影響を受け、台風の大型化や大雨の頻発化・局地化・激甚化等に伴う災害が、全国各地で毎年のように発生している。

平成27年には、「水防法」の改正により、新たに想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域の指定が義務付けられ、本市の中央を流れる重信川水系重信川においては、想定最大規模降雨（24時間総雨量626mm）を対象とした「洪水浸水想定区域図」が国より公表されている。

山間部や河川流域が多く存在する本市では、令和5年9月1日現在、土砂災害警戒区域に594か所（うち、土砂災害特別警戒区域541か所）が指定されており、土砂崩れなどにより、孤立する可能性が高い集落も22か所存在している。

また、本市においては、「2 自然災害等の発生状況」のとおり、これまで山間部を中心に、台風や大雨、集中豪雨等による風水害や土砂災害の発生に伴う集落の孤立や、住家・農林業施設・河川・道路などの被害を受けているほか、度重なる避難情報の発令を余儀なくされている。

【平成23年台風第12号による集落の孤立】

平成23年9月2日から3日にかけて、台風第12号の影響で大雨に。

本市では、滑川地区へ向かう唯一の道路である県道皿ヶ嶺公園滑川線が、土砂崩落などにより寸断。

停電、電話回線の不通や断水など、ライフラインが途絶した状態で、51世帯86人が孤立。

この状態は、一般車両が通行できるようになるまで7日間続いた。



【本市の土砂災害（特別）警戒区域指定箇所数】

項目	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
土砂災害警戒区域	427	145	22	594
土砂災害特別警戒区域	414	119	0	541

令和5年9月1日現在

【東温市洪水（氾濫）ハザードマップ（浸水想定区域図）】



※ 国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所の作成した重信川水系重信川の浸水想定区域図を参考に避難場所や土砂災害警戒区域等を掲載

(2) 南海トラフ巨大地震

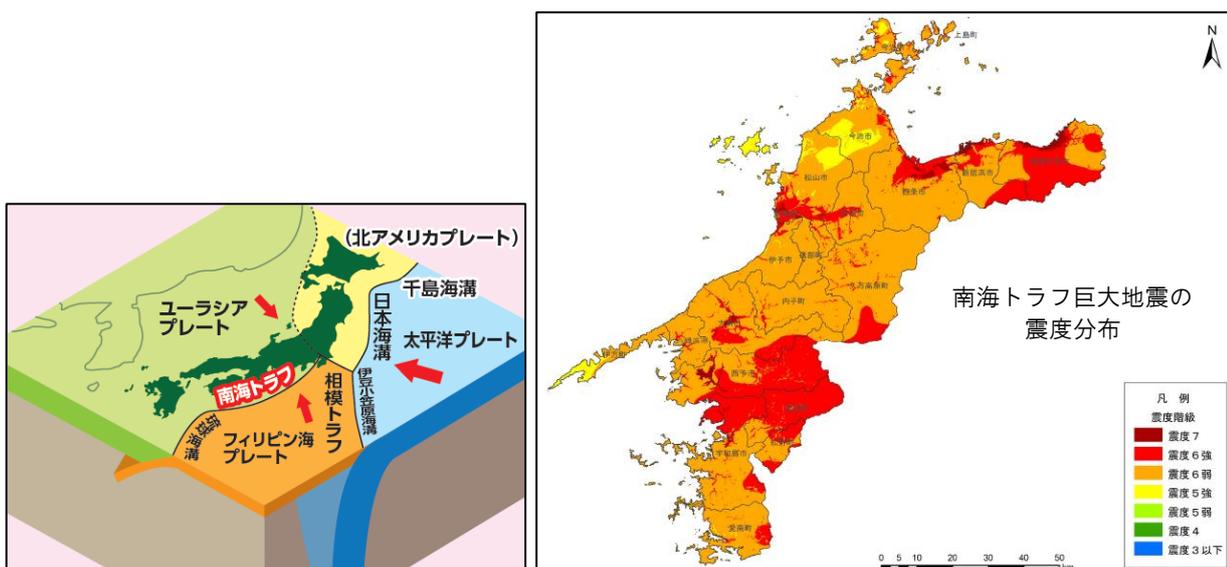
南海トラフとは、日本列島のあるユーラシアプレートの下に、南側からフィリピン海プレートが年間数 cm の割合で沈み込んでいる場所で、2つのプレートの間にはひずみが蓄積されている。

南海トラフでは、約1000年～2000年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、古くは684年天武(白鳳)地震の記録があり、887年仁和地震、1096年永長地震、1099年康和地震、1361年正平(康安)地震、1498年明応地震、1605年慶長地震、1707年宝永地震、1854年安政東海地震・南海地震がある。

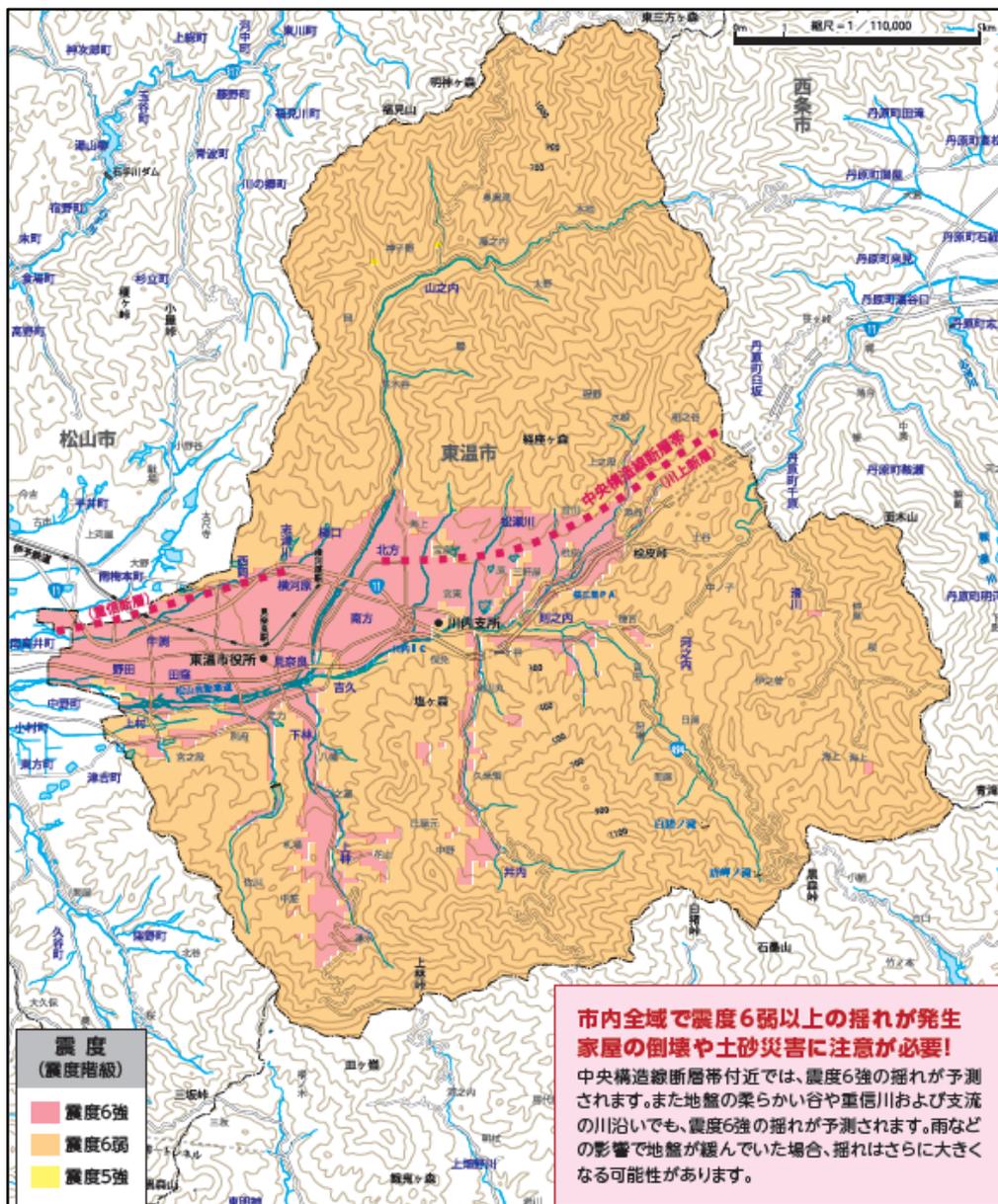
近年では、昭和東南海地震(1944年)、昭和南海地震(1946年)が発生しているが、既に70年以上が経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、令和2年1月24日に政府の地震調査委員会が発表した地震発生確率(令和2年1月1日時点の評価)では、マグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に発生する確率は、70%～80%となっている。

愛媛県では、南海トラフ沿いで発生する地震のなかで、四国沖から紀伊半島沖が震源域になった場合に、強い揺れや津波による被害を受けることがあり、被害をもたらした主なものとして、1707年の宝永地震(マグニチュード8.6)(死者12名、負傷者24名)、1854年の安政南海地震(マグニチュード8.4)(死者2名、家屋全半壊1,000棟以上)、1946年の昭和南海地震(マグニチュード8.0)(死者26名、負傷者288名)がある。

県が平成25年に公表した「愛媛県地震被害想定調査」では、南海トラフにおける最大クラスの地震が発生した場合、本市は最大震度6強と想定されている。また、南海トラフ巨大地震(陸側ケース・冬)による本市の被害は、死者126人、負傷者1,277人、建物全壊4,286棟、建物半壊4,391棟に上ると想定されている。



(出典：愛媛県地震想定被害調査)



(出典：愛媛県地震想定被害調査、東温市防災マップ)

【本市の南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による被害想定】

人的被害 冬深夜		建物被害 冬 18時	
死者数	負傷者数	全壊棟数	半壊棟数
126 人	1, 277 人	4, 286 棟	4, 391 棟
ライフライン被害 冬 18時		生活支障 冬 18時	
断水人口	断水率	停電件数	停電率
31, 873 人	97. 7%	19, 511 軒	98. 7%
避難者(1 日後)	避難者(1 週間後)	避難者(1 ヶ月後)	帰宅困難者
5, 199 人	11, 876 人	16, 251 人	8, 424 人

(出典：愛媛県地震想定被害調査)

第3章 脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、基本計画に掲げる45の「起きてはならない最悪の事態」及び、県強靱化計画に掲げる33の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市の地域特性を踏まえ、8つの事前に備えるべき目標ごとに29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標(8項目)		起きてはならない最悪の事態(29項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標(8項目)		起きてはならない最悪の事態 (29 項目)	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の拡散・流出
		7-4	農地、森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

2 評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と5つの「横断的施策分野」を次のとおり設定する。

個別施策分野		横断的施策分野	
①	行政機能、消防等、防災教育等	①	リスクコミュニケーション
②	住宅・都市、国土保全、土地利用	②	人材育成
③	保健医療・福祉	③	官民連携
④	産業、金融、エネルギー	④	老朽化対策
⑤	ライフライン、情報通信	⑤	地域づくり
⑥	交通・物流		
⑦	農林水産		
⑧	環境		

3 脆弱性評価の結果・分析

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び「施策分野」ごとに、脆弱性の分析・評価を実施した。（評価結果は、別紙1のとおり）

脆弱性評価結果の主なポイントは以下のとおりである。

（1）ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

ハード整備には、長期間を要し、財源にも限りがあることから、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

（2）代替性・冗長性等の確保が必要

施設や各種システムなど、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める必要がある。

（3）国・県・市町、市民、民間事業者等との連携が必要

効率的、効果的に施策を実施するためには、本市だけでなく、国・県・他の市町、市民、民間事業者等との連携・協力体制の強化を図る必要がある。

（4）より良い復興（Build Back Better）を意識した備えが必要

復旧復興の機会に、地域の土地利用や社会資本の将来の在り方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践できるよう、平時から進めておく必要がある。

第4章 国土強靱化の推進方針

1 推進方針の概要

第3章「脆弱性評価」及び本市の地域特性等を踏まえ、29の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの推進方針を61項目に取りまとめた。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

1. 住宅・建築物等の耐震化等
2. 火災対策
3. 災害対応能力の向上
4. 空き家対策
5. ブロック塀等に対する対策
6. 大規模盛土造成地に対する対策

1-2 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

1. ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練・情報提供等の実施
2. 土砂災害警戒区域の指定促進等
3. 農林業保全施設等の整備
4. 土砂災害防止施設の整備

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

1. 非常用備蓄の促進
2. 支援物資の受け入れ体制等の整備
3. エネルギー供給の停止対策
4. 輸送路の確保等
5. 水道施設の耐震化等

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

1. 孤立集落対策の充実
2. 道路等における防災対策の強化

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

1. 救助・救急機関等との連携の強化
2. 消防施設の耐震化や資機材の充実

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

1. 帰宅困難者等への対策

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

1. 災害医療体制の充実強化
2. 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
3. エネルギー供給の長期途絶対策

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

1. 疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

1. 避難所運営マニュアルの整備
2. 福祉避難所の指定促進、運営体制の支援
3. 避難生活環境の整備

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

1. 通信・情報共有システムの充実
2. 災害対策本部の機能強化
3. 業務継続計画(BCP)の作成・推進

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

1. 防災拠点施設等における停電対策
2. 通信事業者との連携強化

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

1. テレビ・ラジオ放送の中断等対策

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

1. 災害関連情報の伝達手段の多様化等
2. 適切な避難行動の呼びかけ等
3. 市民の防災・減災意識の向上
4. 災害弱者対策

5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下	1. サプライチェーンの寸断対策 2. エネルギー供給体制の確保
5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響	1. 金融機関における防災対策の推進
5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	1. 食料等の供給体制の確保や物流機能等の維持・早期再開
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	
6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止	1. ライフラインの防災対策の推進
6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	1. 汚水処理施設等の防災対策の推進
6-3 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	1. 高速道路や緊急輸送道路等の整備促進 2. 鉄道施設等の耐震・安全対策の推進
6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全	1. 情報共有インフラの維持強化
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1 市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生	1. 建物倒壊等による交通麻痺対策 2. 市街地の火災対策
7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	1. ため池やダム等の防災対策
7-3 有害物質の拡散・流出	1. 有害物質の拡散・流出対策
7-4 農地、森林等の被害	1. 農地・農業水利施設の適切な保全管理 2. 森林の荒廃対策
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ	1. 災害廃棄物処理計画の改定及び推進 2. 災害廃棄物処理への協力
8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態	1. 復旧・復興を担う人材等の確保・育成 2. 地域コミュニティの活性化
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失	1. 文化財の防災対策
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ	1. 復興計画の作成 2. 生活再建支援
8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	1. 風評被害等に対する対策 2. 地域経済等に対する対策

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第3章「3 脆弱性評価の結果・分析」を踏まえた「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針は、次のとおりとする。

また、各取組の実施主体・関係主体を「行政」、「市民」、「事業者」の3つの区分で記載している。

なお、施策の達成度や進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標（KPI：Key Performance Indicators）を設定し、毎年度、分析・評価や必要に応じた見直し等を行っていく。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

1 住宅・建築物等の耐震化等

- ◇ 耐震化に当たっては、学校施設や社会福祉施設、市営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設、コミュニティ施設等についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、「東温市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進していく。（行政）
- ◇ 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅64.2%（H28）、多数の者が利用する建築物等82.8%（H27）と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化の促進に努める。（行政・市民・事業者）
- ◇ 耐震化に当たっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策を進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に推進する。（行政・市民・事業者）
- ◇ 施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に努める。（行政）

2 火災対策

- ◇ 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害を解消し、又は火災延焼を防止するため、市街地整備事業や地区計画による街路整備等により、安全な市街地の形成を図る。(行政・市民・事業者)
- ◇ 市内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。(行政・市民)

3 災害対応能力の向上

- ◇ 市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。(行政)
- ◇ 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る。(行政・市民)
- ◇ 社会福祉施設等において、警察や消防など災害対応機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(行政・市民・事業者)
- ◇ 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う避難行動要支援者支援関係者の活性化に努める。(行政・市民)
- ◇ 幼稚園や保育所、学校等において、園児、小学生、中学生及び教職員が災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う。(行政・市民)
- ◇ 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や日常点検を行う。(行政)
- ◇ 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を図る。(行政・市民・事業者)
- ◇ 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。(行政・市民・事業者)

- ◇ 大規模災害を想定した消防団員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む。(行政・市民・事業者)
- ◇ 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。(行政・市民)
- ◇ 大規模災害に対応するため、自主防災組織や消防、警察、自衛隊等の防災関係機関、医療・福祉関係機関等と連携した総合防災訓練等を継続して実施し、組織体制の取組、地域防災力の向上を図る。(行政・市民・事業者)
- ◇ 事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防隊の育成と強化を図る。(行政・事業者)
- ◇ 防災関係機関や商工会等と連携し、市内の事業者に対する避難計画の策定支援や避難情報の周知等を進める。(行政・市民・事業者)
- ◇ 災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行う。(行政・事業者)

4 空き家対策

- ◇ 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、補助制度を活用した支援や啓発活動等を県と連携して実施することにより、空き家の除去等を推進する。(行政・市民・事業者)

5 ブロック塀等に対する対策

- ◇ 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却または耐震化の推進に努める。(行政・市民・事業者)

6 大規模盛土造成地に対する対策

- ◇ 大規模地震発生時に、崩壊などのおそれがある大規模盛土造成地について、市民の防災意識高揚のため、県と連携し、抽出・公表するとともに、住民との情報共有を図る。(行政・市民・事業者)

1-1 重要業績指標			
指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
住宅の耐震化率	%	74.6 (R4)	80.0 (R7)
幼稚園・小中学校老朽化対策数	園・校	2 (R1)	16 (R6)
小中学校防災機能強化対策数	校	0 (R1)	9 (R7)
多数の者が利用する建築物等の耐震化率	%	82.8 (R2)	90.0 (R7)
地区集会所の耐震化率	%	24.4 (R1)	35.0 (R7)
防災士資格の取得者数	人	165 (R1)	200 (R3)
教職員の防災士資格の取得者数	人	32 (R1)	72 (R6)
幼稚園教諭・保育士の防災士資格の取得者数	人	13 (H29)	33 (R4)
救命講習受講者数	人/年	598 (R1)	800 (R6)
消防団員数	人	603 (R1)	638 (R6)
シェイクアウト訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
防災訓練を実施した自主防災組織数	組織/年	22 (R1)	35 (R6)
防災訓練を実施した事業所数	事業所/年	60 (R1)	90 (R6)
愛媛県総合防災訓練への参加回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
愛媛県消防団合同訓練への参加回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
東温市総合防災訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
消防署・消防団合同訓練の実施回数（各分団による個別訓練）	回/年	0 (R1)	6 (R6)
老朽危険空家等の除却戸数	戸	7 (R1)	32 (R6)
危険なブロック塀の除却件数	件	5 (R1)	90 (R7)
耐震性防火水槽整備数	基	200 (R1)	203 (R6)

1-2 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

1 ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練・情報提供等の実施

- ◇ 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを公表し、市民に周知するとともに、消防団や自主防災組織が連携し、水防訓練等の各種訓練を行い、地域の防災力を高める。(行政・市民・事業者)
- ◇ 防災関係機関や商工会等と連携し、市内の事業者に対する避難計画の策定支援や避難情報の周知等を進める。(行政・市民・事業者)
- ◇ 幼稚園や保育所、学校等において、園児、小学生、中学生及び教職員が災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う。(行政・市民)
- ◇ 幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や日常点検を行う。(行政)
- ◇ 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を図る。(行政・市民・事業者)
- ◇ 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る。(行政・市民)
- ◇ 消防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施することにより、地域の防災力を高める。(行政・市民・事業者)
- ◇ 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。(行政・市民)

2 土砂災害警戒区域の指定促進等

- ◇ 土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行う必要があるため、新たな防災マップの作成等により危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて市民へ周知する。(行政・市民)

- ◇ 避難情報を適切に発令するとともに、住民や学校等への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。(行政・市民)

3 農林業保全施設等の整備

- ◇ 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。(行政・事業者)
- ◇ 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する。(行政)
- ◇ 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。(行政)
- ◇ ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。(行政・市民)
- ◇ 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。(行政)
- ◇ 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。(行政・市民)
- ◇ 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。(行政・市民・事業者)
- ◇ 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。(行政・事業者)
- ◇ 地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。(行政・市民)

4 土砂災害防止施設の整備

- ◇ 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進する。(行政・事業者)
- ◇ 施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に努める。(行政)

1-2 重要業績指標			
指 標	単 位	基準値 (年度)	目標値 (年度)
防災士資格の取得者数	人	165 (R1)	200 (R3)
教職員の防災士資格の取得者数	人	32 (R1)	72 (R6)
幼稚園教諭・保育士の防災士資格の取得者数	人	13 (H29)	33 (R4)
救命講習受講者数	人/年	598 (R1)	800 (R6)
消防団員数	人	603 (R1)	638 (R6)
防災訓練を実施した自主防災組織数	組織/年	22 (R1)	35 (R6)
愛媛県総合防災訓練への参加回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
東温市総合防災訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
東温市水防訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
消防署・消防団合同訓練の実施回数 (各分団による個別訓練)	回/年	0 (R1)	6 (R6)

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

1 非常用備蓄の促進

- ◇ 妊婦や乳幼児、アレルギーを持つ人等を考慮した上で、食料、飲料水や毛布等必要物資の計画的な備蓄を進めるとともに、市民等に対して状況に応じた備蓄推奨に係る啓発を進める。(行政・市民)
- ◇ 家庭における備蓄や市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資(福祉避難所用物資)の備蓄拡充に努める。(行政)
- ◇ 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進めるとともに、避難所等において乳幼児用品(おむつ、粉ミルク、おしり拭き)の提供ができるよう数量調査を行い、効率的な備蓄計画を立てて適切に管理を行う。(行政)
- ◇ 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める。(行政・市民)

2 支援物資の受け入れ体制等の整備

- ◇ 支援物資を受け入れる際の拠点として「救援物資集積所」の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた受援計画を策定し、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行う。(行政・事業者)
- ◇ 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制の維持・強化を図る。(行政・事業者)

3 エネルギー供給の停止対策

- ◇ 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置・増設等を推進する。(行政・事業者)

4 輸送路の確保等

- ◇ 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、避難・救援道路等の整備等の防災対策を推進する。（行政・事業者）
- ◇ 市道、農道、林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化を推進する必要がある。国の補助事業による橋梁、トンネル等の定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁、トンネル等の長寿命化対策工事を推進する。（行政）

5 水道施設の耐震化等

- ◇ 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。（行政）
- ◇ 大規模災害による長期断水に備え、関係部局と協力し、応急給水施設及び資材等の整備を進め、整備に応じた訓練等を実施する。（行政）

2-1 重要業績指標			
指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
食料の備蓄数	食	9,054 (R1)	15,000 (R6)
飲料水の備蓄数	ℓ	8,062 (R1)	15,000 (R6)
受援計画の策定	策定	未策定 (R1)	策定 (R2)
災害時における応援協定の締結数	件	41 (R1)	94 (R6)
前川堤防線等の供用延長	km	0.0 (R1)	1.0 (R7)
橋梁の修繕数	橋	5 (R1)	10 (R6)
トンネルの修繕数	箇所	0 (R1)	1 (R3)
橋梁の長寿命化計画の更新	—	更新 (R1)	— (—)
トンネルの長寿命化計画の策定	—	策定 (H29)	— (—)
管路耐震化率	%	75.8 (H30)	77.6 (R6)
浄水施設耐震化率	%	94.3 (H30)	94.3 (R6)
配水施設耐震化率	%	87.7 (H30)	87.7 (R6)

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

1 孤立集落対策の充実

- ◇ 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所、福祉避難所、要支援者等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。また、孤立するおそれのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。（行政・市民）
- ◇ 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る。（行政・市民）
- ◇ 土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行う必要があるため、新たな防災マップの作成等により危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて市民へ周知する。（行政・市民）
- ◇ 避難情報を適切に発令するとともに、住民や学校等への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。（行政・市民）
- ◇ 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する。（行政・市民）

2 道路等における防災対策の強化

- ◇ 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する。（行政・事業者）
- ◇ 大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める。（行政）

2-2 重要業績指標			
指標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
食料の備蓄数	食	9,054 (R1)	15,000 (R6)
飲料水の備蓄数	ℓ	8,062 (R1)	15,000 (R6)
防災士資格の取得者数	人	165 (R1)	200 (R3)
救命講習受講者数	人/年	598 (R1)	800 (R6)
防災訓練を実施した自主防災組織数	組織/年	22 (R1)	35 (R6)

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

1 救助・救急機関等との連携の強化

- ◇ 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る。（行政）
- ◇ 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る。（行政・市民）

2 消防施設の耐震化や資機材の充実

- ◇ 市内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。（行政・市民）

2-3 重要業績指標			
指標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
東温市総合防災訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
東温市水防訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
消防署・消防団合同訓練の実施回数（各分団による個別訓練）	回/年	0 (R1)	6 (R6)
防災士資格の取得者数	人	165 (R1)	200 (R6)
救命講習受講者数	人/年	598 (R1)	800 (R6)
防災訓練を実施した自主防災組織数	組織/年	22 (R1)	35 (R6)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

1 帰宅困難者等への対策

- ◇ 避難所における毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る。（行政）
- ◇ 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する。（行政・事業者）
- ◇ 事業所や社会福祉施設、学校等においては、被災して従業員や利用者、児童・生徒等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄に努める。（行政・市民・事業者）
- ◇ 災害時に観光客が帰宅困難になる可能性があるため、市内の宿泊施設や事業所等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める。（行政・事業者）
- ◇ 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路の早期復旧のための計画や体制を整備する。（行政・事業者）
- ◇ 公園及び緑地は、避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備の促進に努める。（行政・市民）

- ◇ 鉄道施設及びバス路線は、帰宅するための必要な交通インフラであり、また、災害時には避難活動や復旧活動等を支える交通手段となることから、関係機関や事業者と連携し、施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化の促進に努める。(行政・市民・事業者)
- ◇ 妊婦や乳幼児、アレルギーを持つ人等を考慮した上で、食料、飲料水や毛布等必要物資の計画的な備蓄を進めるとともに、市民等に対して状況に応じた備蓄推奨に係る啓発を進める。(行政・市民)

2-4 重要業績指標			
指 標	単 位	基準値 (年度)	目標値 (年度)
災害時における応援協定の締結数	件	41 (R1)	94 (R6)
災害時帰宅支援ステーションの整備	店舗	0 (R1)	14 (R6)
市民一人当たりの公園面積	m ² /人	12.7 (R2)	15.4 (R7)

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

1 災害医療体制の充実強化

- ◇ 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。(行政・事業者)
- ◇ 災害時に医療支援が必要な難病患者等(要支援者)の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、東温市医師会等の関係機関に対する支援体制や連携の強化を図る。(行政・事業者)
- ◇ 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT(災害派遣医療チーム)・JMAT(日本医師会災害医療チーム)の受け入れを円滑に行うため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の運用体制を整備する。(行政)
- ◇ 大規模災害に備え、DMAT(災害派遣医療チーム)との連携を強化するため、現行の災害医療システムを更新することにより災害医療体制の充実強化を図る。(行政)

2 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化

- ◇ 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を活用し、施設や自治会と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。（行政・市民・事業者）
- ◇ 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や東温市医師会等の関係機関との連絡調整等、運用体制の強化を図る。また、被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する。（行政・事業者）
- ◇ 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職で構成される「災害時要配慮者支援チーム」の運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用や連絡会などの開催等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る。（行政・事業者）

3 エネルギー供給の長期途絶対策

- ◇ 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点において自家発電設備や燃料タンクの設置・増設等を図る。（行政・事業者）
- ◇ エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光発電設備や蓄電システム等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。（行政・市民・事業者）
- ◇ 各ライフライン事業者の施設や設備等の耐震化を促進するとともに、災害時の応援協定の締結をはじめ、平時から情報共有や意見交換を行うなど、各事業者との連携を強化する。（行政・事業者）

2-5 重要業績指標			
指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
EMIS等を活用した訓練の実施回数	回/年	5 (R1)	12 (R6)
ライフライン事業者との災害時における応援協定の締結数	件	4 (R1)	5 (R6)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

1 疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備

- ◇ 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、「愛媛県広域火葬計画」に基づき、体制の構築や支援体制の強化を進める。(行政・事業者)
- ◇ 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。(行政・市民)
- ◇ 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や東温市医師会等の関係機関との連絡調整等、運用体制の強化を図る。また、被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム) の受援体制を構築する。(行政・事業者)

2-6 重要業績指標

指 標	単位	基準値 (年度)	目標値 (年度)
定期予防接種接種率	%	95.7 (R1)	96.0 (R6)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

1 避難所運営マニュアルの整備

- ◇ 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。(行政・市民)
- ◇ 避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る。(行政・市民)

2 福祉避難所の指定促進、運営体制の支援

- ◇ 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所の確保に努め、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、福祉避難所の実施体制の充実を図る。(行政・事業者)
- ◇ 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や東温市医師会等の関係機関との連絡調整等、運用体制の強化を図る。また、被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム) の受援体制を構築する。(行政・事業者)

3 避難生活環境の整備

- ◇ 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める。(行政・市民)
- ◇ 飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う。(行政・市民)

2-7 重要業績指標			
指 標	単 位	基準値 (年度)	目標値 (年度)
認知症サポーター数	人	4,390 (R1)	6,800 (R6)
福祉避難所想定収容人数	人	587 (R1)	650 (R6)
福祉避難所等での設置運営訓練等の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
東温市総合防災訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
ペットの飼い主への普及啓発活動の実施回数	回	0 (R1)	3 (R6)

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

1 通信・情報共有システムの充実

- ◇ 大規模災害時に、県や各市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、市の通信システムの充実を図るとともに、災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る。(行政)

2 災害対策本部の機能強化

- ◇ 災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む。(行政)
- ◇ 災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行う。(行政)
- ◇ 職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。(行政)
- ◇ 大規模災害時に市の災害対策の拠点となる庁舎の耐震化を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。(行政・事業者)

3 業務継続計画（BCP）の作成・推進

- ◇ 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定する。(行政)
- ◇ 老朽化等が進む市所管施設の長寿命化対策を推進するため、「東温市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設管理計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。(行政)

3-1 重要業績指標			
指標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況（3日分）	%	80.0（R1）	100.0（R6）
庁舎等災害拠点施設の代替施設設定率	%	100.0（R1）	100.0（R6）
愛媛県総合防災訓練への参加回数	回/年	1（R1）	1（R6）
東温市総合防災訓練の実施回数	回/年	1（R1）	1（R6）
受援計画の策定状況	-	未策定（R1）	策定（R2）
庁舎や避難所など防災拠点における非常電源（発電機含む）の設置率	%	100.0（R1）	100.0（R6）
庁舎非常用電源の稼働可能時間	時間	15（R1）	72（R6）
業務継続計画（BCP）の策定・見直し状況	-	策定（H29）	見直し（R4）
災害対策拠点施設等における個別施設管理計画未策定の施設数	施設	70（R1）	0（R2）

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

1 防災拠点施設等における停電対策

- ◇ 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する。（行政）
- ◇ 避難所や市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。（行政）

2 通信事業者との連携強化

- ◇ 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。(行政・事業者)
- ◇ 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設(中継局等も含む)の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める。(行政・事業者)

4-1 重要業績指標			
指 標	単位	基準値(年度)	目標値(年度)
庁舎や避難所など防災拠点における非常電源(発電機含む)の設置率	%	100.0 (R1)	100.0 (R6)
防災行政無線のバッテリー更新箇所数	箇所	0 (R1)	103 (R2)
庁舎非常用電源の稼働可能時間	時間	15 (R1)	72 (R6)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

1 テレビ・ラジオ放送の中断等対策

- ◇ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等を適切に維持管理するほか、Lアラート(災害情報共有システム)やJアラート(全国瞬時警報システム)等の充実を図るとともに、緊急速報メールやとうおんメール、市SNS等の普及を促進する。(行政・事業者)

4-2 重要業績指標			
指 標	単位	基準値(年度)	目標値(年度)
防災行政無線のバッテリー更新箇所数	箇所	0 (R1)	103 (R2)
とうおんメール登録者数	人	1,784 (R1)	2,600 (R6)
市防災アプリ登録者数	人	0 (R1)	5,000 (R6)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

1 災害関連情報の伝達手段の多様化等

- ◇ 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、同報系防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、Jアラート（全国瞬時警報システム）、防災WEB、緊急速報メール、とうおんメール、市SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな情報伝達手段を検討する。（行政・市民・事業者）

2 適切な避難行動の呼びかけ等

- ◇ 大規模な災害が発生するおそれがある場合、適切に住民に対し避難情報を発令できるよう作成した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を適宜、見直し、住民に適切に避難行動の呼びかけを行う。（行政）

3 市民の防災・減災意識の向上

- ◇ 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。（行政・市民・事業者）
- ◇ 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、県・市ホームページや防災リーフレット、広報紙、減災キャンペーン、防災意識啓発講演など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、施設や要支援者の防災・減災意識の高揚に努める。（行政・市民・事業者）

4 災害弱者対策

- ◇ 高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える。（行政・市民・事業者）

4-3 重要業績指標			
指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
防災行政無線のバッテリー更新箇所数	箇所	0 (R1)	103 (R2)
戸別受信機設置箇所数	箇所	420 (R1)	470 (R6)
とうおんメール登録者数	人	1,784 (R1)	2,600 (R6)
市防災アプリ登録者数	人	0 (R1)	5,000 (R6)
シェイクアウト訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
防災訓練を実施した自主防災組織数	組織/年	22 (R1)	35 (R6)
東温市総合防災訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
消防署・消防団合同訓練の実施回数（各分団による個別訓練）	回/年	0 (R1)	6 (R6)

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

1 サプライチェーンの寸断対策

- ◇ 防災関係機関や商工会等と連携し、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援することで、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。（行政・事業者）
- ◇ 農業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合と連携し、防災対策を促進する。（行政・事業者）

2 エネルギー供給体制の確保

- ◇ 燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。（行政・事業者）

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

1 金融機関における防災対策の推進

- ◇ 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、防災関係機関や商工会等と連携し、災害対策の実施を金融機関へ働きかける。(行政・事業者)

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

1 食料等の供給体制の確保や物流機能等の維持・早期再開

- ◇ 防災関係機関や商工会等と連携し、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援することで、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。(行政・事業者)
- ◇ 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。(行政・事業者)
- ◇ 大規模災害時に、農林業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地等を復旧し、事業を再開するため、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。(行政・事業者)
- ◇ 農業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合と連携し、防災対策を促進する。(行政・事業者)
- ◇ 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、避難・救援道路等の整備等の防災対策を推進する。(行政・事業者)

5-3 重要業績指標

指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
前川堤防線等の供用延長	km	0.0 (R1)	1.0 (R7)
橋梁の修繕数	橋	5 (R1)	10 (R6)
トンネルの修繕数	箇所	0 (R1)	1 (R3)

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

1 ライフラインの防災対策の推進

- ◇ 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。（行政）
- ◇ 大規模災害による長期断水に備え、関係部局と協力し、応急給水施設及び資材等の整備を進め、整備に応じた訓練等を実施する。（行政）
- ◇ エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光発電設備や蓄電システム等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。（行政・市民・事業者）
- ◇ 各ライフライン事業者の施設や設備等の耐震化を促進するとともに、災害時の応援協定の締結をはじめ、平時から情報共有や意見交換を行うなど、各事業者との連携を強化する。（行政・事業者）

6-1 重要業績指標			
指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
管路耐震化率	%	75.8 (H30)	77.6 (R6)
浄水施設耐震化率	%	94.3 (H30)	94.3 (R6)
配水施設耐震化率	%	87.7 (H30)	87.7 (R6)
地球温暖化対策機器設置整備事業補助金交付件数	件	168 (R1)	476 (R6)
ライフライン事業者との災害時における応援協定の締結数	件	4 (R1)	5 (R6)

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1 汚水処理施設等の防災対策の推進

- ◇ 老朽化が進む下水道施設について、災害時においても汚水処理機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の更新、耐震化等の推進及び、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の整備を計画的に進める。（行政）
- ◇ 浄化槽について、災害に強い合併浄化槽の整備を推進する。（行政・市民）

6-2 重要業績指標

指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
下水道ストックマネジメント計画の策定	—	策定（R1）	第2期策定（R6）
合併処理浄化槽補助件数	件	1,592（R1）	1,677（R6）

6-3 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

1 高速道路や緊急輸送道路等の整備促進

- ◇ 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討や、避難・救援道路等の整備等の防災対策を推進する。（行政・事業者）
- ◇ 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。（行政・事業者）

2 鉄道施設等の耐震・安全対策の推進

- ◇ 鉄道施設及びバス路線は、帰宅するための必要な交通インフラであり、また、災害時には避難活動や復旧活動等を支える交通手段となることから、関係機関や事業者と連携し、施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化の促進に努める。（行政・事業者）

6-3 重要業績指標

指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
前川堤防線等の供用延長	km	0.0 (R1)	1.0 (R7)
橋梁の修繕数	橋	5 (R1)	10 (R6)
トンネルの修繕数	箇所	0 (R1)	1 (R3)

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

1 情報共有インフラの維持強化

- ◇ 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ確かな情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹系システムのクラウド化やRPA・AI等新技术の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。（行政）
- ◇ 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、同報系防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、Jアラート（全国瞬時警報システム）、防災WEB、緊急速報メール、とうおんメール、市SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな情報伝達手段を検討する。

6-4 重要業績指標

指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
基幹系システムのクラウド化	—	未実施 (R1)	実施 (R3)
とうおんメール登録者数	人	1,784 (R1)	2,600 (R6)
市防災アプリ登録者数	人	0 (R1)	5,000 (R6)

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

1 建物倒壊等による交通麻痺対策

- ◇ 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開するために必要な、情報収集・共有等の体制整備を進める。(行政・事業者)
- ◇ 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、県と連携し耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言を行う。(行政・市民・事業者)
- ◇ 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅64.2%(H28)、多数の者が利用する建築物等82.8%(H27)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化の促進に努める。(行政・市民・事業者)
- ◇ 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、補助制度を活用した支援や啓発活動等を県と連携して実施することにより、空き家の除去等を推進する。(行政・市民・事業者)
- ◇ 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却または耐震化の推進に努める。(行政・市民・事業者)
- ◇ 公園及び緑地は、避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備の促進に努める。(行政)

2 市街地の火災対策

- ◇ 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害を解消し、又は火災延焼を防止するため、市街地整備事業や地区計画による街路整備等により、安全な市街地の形成を図る。(行政・市民・事業者)
- ◇ 市内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。(行政・市民)

- ◇ 大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。(行政・市民)
- ◇ 事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防隊の育成と強化を図る。(行政・事業者)

7-1 重要業績指標			
指 標	単位	基準値 (年度)	目標値 (年度)
住宅の耐震化率	%	74.6 (R4)	80.0 (R7)
多数の者が利用する建築物等の耐震化率	%	82.8 (R2)	90.0 (R7)
消防団員数	人	603 (R1)	638 (R6)
防災訓練を実施した自主防災組織数	組織/ 年	22 (R1)	35 (R6)
防災訓練を実施した事業所数	事業所/ 年	60 (R1)	90 (R6)
愛媛県総合防災訓練への参加回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
愛媛県消防団合同訓練への参加回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
東温市総合防災訓練の実施回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
消防署・消防団合同訓練の実施回数 (各分団による個別訓練)	回/年	0 (R1)	6 (R6)
老朽危険空家等の除却戸数	戸	7 (R1)	32 (R6)
危険なブロック塀の除却件数	件	5 (R1)	90 (R7)
耐震性防火水槽整備数	基	200 (R1)	203 (R6)

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

1 ため池やダム等の防災対策

- ◇ 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。(行政)

- ◇ ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。(行政・市民)
- ◇ 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。(行政)
- ◇ 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。(行政・事業者)

7-2 重要業績指標			
指標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
防災重点ため池のハザードマップ整備率	%	35.6 (H30)	100.0 (R6)

7-3 有害物質の拡散・流出

1 有害物質の拡散・流出対策

- ◇ 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。(行政・事業者)
- ◇ 伊方発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加するなど、原子力防災対策の充実強化を図る。(行政・事業者)

7-3 重要業績指標			
指標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
原子力防災訓練への参加回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)

7-4 農地、森林等の被害

1 農地・農業水利施設の適切な保全管理

- ◇ 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を生かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。（行政・市民）

2 森林の荒廃対策

- ◇ 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。（行政）
- ◇ 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。（行政・市民）
- ◇ 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。（行政・市民・事業者）
- ◇ 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。（行政・事業者）
- ◇ 地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。（行政・市民）

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

1 災害廃棄物処理計画の改定及び推進

- ◇ 地震等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「東温市災害廃棄物処理計画」を策定しているが、より実効性のある計画とするため内容を改定、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。(行政)
- ◇ 「東温市災害廃棄物処理計画」の改定に合わせ、発生時に円滑かつ効果的な対応ができるように「災害廃棄物処理マニュアル」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理体制の整備を図る。(行政)

2 災害廃棄物処理への協力

- ◇ 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。(行政・事業者)
- ◇ 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を図る。(行政)

8-1 重要業績指標			
指 標	単位	基準値 (年度)	目標値 (年度)
東温市災害廃棄物処理計画の改定	—	未改定 (R1)	改定 (R2)
災害廃棄物処理マニュアルの作成	—	未策定 (R1)	策定 (R4)
災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結数	件	1 (R1)	1 (R6)

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

1 復旧・復興を担う人材等の確保・育成

- ◇ 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する（行政）
- ◇ 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する。（行政・市民）
- ◇ 社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、市と連携して災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。（行政・事業者）
- ◇ 自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る。（行政・市民）

2 地域コミュニティの活性化

- ◇ 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。（行政・市民・事業者）
- ◇ 災害時には市民活動団体の協力も必要となることから、顔の見える関係性を構築するため、研修会等の実施や団体相互の交流促進及びネットワーク化の推進を図る。（行政・市民）

8-2 重要業績指標			
指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
移住相談数	件/年	84 (H30)	60 (R6)
移住定住相談窓口を通じた移住者数	件/年	33 (H30)	20 (R6)
ボランティアセンター設置訓練の開催回数	回/年	1 (R1)	1 (R6)
防災士資格の取得者数	人	165 (R1)	200 (R6)
救命講習受講者数	人/年	598 (R1)	800 (R6)
防災訓練を実施した自主防災組織数	組織/年	22 (R1)	35 (R6)
集落維持・活性化に取り組む地区数	地区	4 (R1)	5 (R6)
頑張る中山間支援事業活用件数	件	14 (R1)	15 (R2)

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

1 文化財の防災対策

- ◇ 文化財の所有者をはじめ、関係機関等と連携を図り、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る。また、文化財の被害に備え、修復技術等の伝承を推進する。（行政）
- ◇ 展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、歴史民俗資料館等における展示方法・収蔵方法等の点検や見直しなど、防災対策を進める。（行政）

8-3 重要業績指標			
指 標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
文化財防火訓練の開催回数	回/年	2 (R1)	2 (R6)
展示・収蔵方法の見直し	回/年	2 (R1)	3 (R3)

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

1 復興計画の作成

- ◇ 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、早期に復興まちづくりに着手できるよう復興事前準備の推進に努める。(行政)

2 生活再建支援

- ◇ 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める。(行政)
- ◇ 被災資産等の確認、被害状況の調査を早期に行い、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のために県及び市町が共同で導入した電子システムを円滑に運用するため、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。(行政)
- ◇ 被災から速やかに生活を再建できるよう、市民税や固定資産税、国民健康保険税など被災時の市税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）を適切に実施する体制を整備する。(行政)
- ◇ 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新し、東温市統合型GIS等のシステムを災害に有効活用する。(行政)
- ◇ 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、県と連携しながら被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士、判定コーディネーター等を育成する。(行政・市民)
- ◇ 大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保に努める。(行政)

8-4 重要業績指標			
指標	単位	基準値（年度）	目標値（年度）
仮設住宅の建設予定地確保面積	m ²	96,300 (R1)	120,000 (R6)
定期的な統合型GISシステムのデータ更新	—	年1回以上	年1回以上

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

1 風評被害等に対する対策

- ◇ 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。(行政・事業者)

2 地域経済等に対する対策

- ◇ 被災事業者への復旧資金融資制度や経営相談等による支援が必要となるため、防災関係機関や商工会等と連携し、事業者に対する情報の周知や仲介ができる体制を整備する。(行政・事業者)

3 施策分野ごとの推進方針

第3章「3 脆弱性評価の結果・分析」及び第4章「1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの推進方針」を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策分野として設定した8つの「個別施策分野」と5つの「横断的施策分野」ごとの推進方針は、別紙2のとおりとする。

第5章 計画の推進と重点化

1 計画の推進

本市の強靱化を着実に推進していくため、本計画に基づき、各種施策を計画的に実施するとともに、「東温市国土強靱化推進本部」において、重要業績指標を用いて、毎年度、計画の達成度や進捗状況を分析・評価し、必要に応じた見直しを実施するというPDCAサイクルを繰り返し、実施していくこととする。

また、基本計画や県強靱化計画及び関係機関や民間における取組等を踏まえ、国、県、他の市町、市民、民間事業者等と連携・協力し、計画を推進していくこととする。



2 市の他の計画等の必要な見直し

本計画は、本市における強靱化に関し、市の様々な分野の他の計画等の指針として位置付けられるものであることから、各分野の計画等の基本的な方針や施策等が、強靱化の観点から踏まえて進められることで、本市の強靱化が総合的かつ計画的に推進されることとなる。

そのため、各分野の計画等の見直しの際には、本計画で示された指針に基づき、必要に応じて、所要の修正を行い、本計画との整合性を図ることとする。

3 施策の重点化

限られた資源・財源を有効活用し、効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、人命保護を最優先に、強靱化に資する緊急性や影響、効果の大きさ等を踏まえ、次の15の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点化項目として設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性の評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
◇耐震化に当たっては、学校施設や社会福祉施設、市営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設、コミュニティ施設等についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、「東温市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進していく必要がある。
◇本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H28)、多数の者が利用する建築物等 82.8%(H27)であるが、全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。
◇耐震化に当たっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策を進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
◇施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む必要がある。
◇市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害を解消し、又は火災延焼を防止するため、市街地整備事業や地区計画による街路整備等により、安全な市街地を形成する必要がある。
◇市内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める必要がある。
◇市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。
◇自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
◇社会福祉施設等において、警察や消防など災害対応機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。
◇大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う避難行動要支援者支援関係者の活性化に努める必要がある。
◇幼稚園や保育所、学校等において、園児、小学生、中学生及び教職員が災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う必要がある。

◇幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や日常点検を行う必要がある。
◇子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。
◇大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。
◇大規模災害を想定した消防団員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。
◇大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る必要がある。
◇大規模災害に対応するため、自主防災組織や消防、警察、自衛隊等の防災関係機関、医療・福祉関係機関等と連携した総合防災訓練を継続して実施し、組織体制の取組、地域防災力の向上を図る必要がある。
◇事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防隊の育成と強化を図る必要がある。
◇消防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施することにより、地域の防災力を高める必要がある。
◇防災関係機関や商工会等と連携し、市内の事業者に対する避難計画の策定支援や避難情報の周知等を進める必要がある。
◇災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行う必要がある。
◇老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、補助制度を活用した支援や啓発活動等を県と連携して実施することにより、空き家の除去等を推進する必要がある。
◇大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却または耐震化を推進する必要がある。
◇大規模地震発生時に、崩壊などのおそれがある大規模盛土造成地について、市民の防災意識高揚のため、県と連携し、抽出・公表するとともに、住民と情報共有する必要がある。

1-2 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
◇大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを公表し、市民に周知するとともに、消防団や自主防災組織が連携し、水防訓練等の各種訓練を行い、地域の防災力を高める必要がある。
◇防災関係機関や商工会等と連携し、市内の事業者に対する避難計画の策定支援や避難情報の周知等を進める必要がある。

◇幼稚園や保育所、学校等において、園児、小学生、中学生及び教職員が災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う必要がある。
◇幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や日常点検を行う必要がある。
◇子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。
◇自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
◇大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る必要がある。
◇土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行う必要があるため、新たな防災マップの作成等により危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて市民へ周知する必要がある。
◇避難情報を適切に発令するとともに、住民や学校、避難行動要支援者等への啓発や教育・訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。
◇主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
◇大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する必要がある。
◇大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
◇ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。
◇森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。
◇森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
◇森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。
◇森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。
◇地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

◇大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進する必要がある。
◇施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む必要がある。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
◇妊婦や乳幼児、アレルギーを持つ人等を考慮した上で、食料、飲料水や毛布等必要物資の計画的な備蓄を進めるとともに、市民等に対して状況に応じた備蓄推奨に係る啓発を進める必要がある。
◇家庭における備蓄や市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資（福祉避難所用物資）の備蓄拡充に努める必要がある。
◇被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進めるとともに、避難所等において乳幼児用品（おむつ、粉ミルク、おしり拭き）の提供ができるよう効率的な備蓄計画を立て、適切に管理する必要がある。
◇避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める必要がある。
◇支援物資を受け入れる際の拠点として「救援物資集積所」の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた受援計画を策定し、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行う必要がある。
◇災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制の維持・強化を図る必要がある。
◇大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置・増設等を進める必要がある。
◇大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、避難・救援道路等の整備等の防災対策を推進する必要がある。
◇市道、農道、林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化を推進する必要がある。国の補助事業による橋梁、トンネル等の定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁、トンネル等の長寿命化対策工事を進める必要がある。
◇大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する必要がある。

◇大規模災害による長期断水に備え、関係部局と協力し、応急給水施設及び資材等の整備を進め、整備に応じた訓練等を実施する必要がある。

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

◇大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所、福祉避難所、要支援者等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める必要がある。また、孤立するおそれのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る必要がある。

◇自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。

◇土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行う必要があるため、新たな防災マップの作成等により危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて市民へ周知する必要がある。

◇避難情報を適切に発令するとともに、住民や学校、避難行動要支援者等への啓発や教育・訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。

◇緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する必要がある。

◇孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。

◇大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◇大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。

◇自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。

◇市内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- ◇避難所における毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。
- ◇帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。
- ◇事業所や社会福祉施設、学校等においては、被災して従業員や利用者、児童・生徒等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄に努める必要がある。
- ◇災害時に観光客が帰宅困難になる可能性があるため、市内の宿泊施設や事業所等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。
- ◇帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- ◇公園及び緑地は、火災延焼を防ぐとともに避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備を促進する必要がある。
- ◇鉄道施設及びバス路線は、帰宅するための必要な交通インフラであり、また、災害時には避難活動や復旧活動等を支える交通手段となることから、関係機関や事業者と連携し、施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。
- ◇妊婦や乳幼児、アレルギーを持つ人等を考慮した上で、食料、飲料水や毛布等必要物資の計画的な備蓄を進めるとともに、市民等に対して状況に応じた備蓄推奨に係る啓発を進める必要がある。

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- ◇医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- ◇災害時に医療支援が必要な難病患者等（要支援者）の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、東温市医師会等の関係機関に対する支援体制や連携の強化を図る必要がある。
- ◇大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT（災害派遣医療チーム）・JMAT（日本医師会災害医療チーム）の受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の運用体制を整備する必要がある。
- ◇大規模災害に備え、DMAT（災害派遣医療チーム）との連携を強化するため、現行の災害医療システムを更新することにより災害医療体制の充実強化を図る必要がある。
- ◇災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を活用し、施設や自治会と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る必要がある。

◇大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や東温市医師会等の関係機関との連絡調整等、運用体制の強化を図る。また、被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
◇医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職で構成される「災害時要配慮者支援チーム」の運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用や連絡会などの開催等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る必要がある。
◇大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点において自家発電設備や燃料タンクの設置・増設等を進める必要がある。
◇エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光発電設備や蓄電システム等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
◇各ライフライン事業者の施設や設備等の耐震化を促進するとともに、災害時の応援協定の締結をはじめ、平時から情報共有や意見交換を行うなど、各事業者との連携を強化する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
◇大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、「愛媛県広域火葬計画」に基づき、体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。
◇大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。
◇大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や東温市医師会等の関係機関との連絡調整等、運用体制の強化を図る。また、被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
◇大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る必要がある。
◇避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。
◇要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所の確保に努め、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、福祉避難所の実施体制の充実を図る必要がある。

◇大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や東温市医師会等の関係機関との連絡調整等、運用体制の強化を図る。また、被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
◇避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。
◇飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下
◇大規模災害時に、県や各市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、市の通信システムの充実を図るとともに、災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る必要がある。
◇災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む必要がある。
◇災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行う必要がある。
◇職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。
◇大規模災害時に市の災害対策の拠点となる庁舎の耐震化を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める必要がある。
◇本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定する必要がある。
◇老朽化等が進む市所管施設の長寿命化対策を推進するため、「東温市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設管理計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- ◇電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに燃料を確保する必要がある。
- ◇避難所、福祉避難所や市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN等の環境整備を推進する必要がある。
- ◇大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める必要がある。
- ◇災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ◇テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等を適切に維持管理するほか、Lアラート（災害情報共有システム）やJアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、緊急速報メールやとうおんメール、市SNS等の普及を促進する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ◇災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、同報系防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、Jアラート（全国瞬時警報システム）、防災WEB、緊急速報メール、とうおんメール、市SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな情報伝達手段を検討する必要がある。
- ◇適切に住民に対し避難情報を発令できるよう作成した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を適宜、見直し、大規模な災害が発生するおそれがある場合、市民に適切に避難行動の呼びかけを行う必要がある。
- ◇大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。
- ◇大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、市ホームページや広報紙、とうおんメール、市SNSなど、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。

◇高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える必要がある。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

◇防災関係機関や商工会等と連携し、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援することで、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。

◇農業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。

◇燃料供給について、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

◇大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、防災関係機関や商工会等と連携し、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

◇防災関係機関や商工会等と連携し、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援することで、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。

◇大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。

◇大規模災害時に、農林業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地等を復旧し、事業を再開するため、事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。

◇農業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。

◇大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、避難・救援道路等の整備等の防災対策を推進する必要がある。

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- ◇大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する必要がある。
- ◇大規模災害による長期断水に備え、関係部局と協力し、応急給水施設及び資材等の整備を進め、整備に応じた訓練等を実施する必要がある。
- ◇エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光発電設備や蓄電システム等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- ◇各ライフライン事業者の施設や設備等の耐震化を促進するとともに、災害時の応援協定の締結をはじめ、平時から情報共有や意見交換を行うなど、各事業者との連携を強化する必要がある。

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ◇老朽化が進む下水道施設について、災害時においても汚水処理機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の更新、耐震化等の推進及び、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の整備を計画的に進める必要がある。
- ◇浄化槽について、災害に強い合併浄化槽の整備を推進する必要がある。

6-3 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

- ◇大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、避難・救援道路等の整備等の防災対策を推進する必要がある。
- ◇主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- ◇鉄道施設及びバス路線は、帰宅するための必要な交通インフラであり、また、災害時には避難活動や復旧活動等を支える交通手段となることから、関係機関や事業者と連携し、施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- ◇大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹系システムのクラウド化やRPA・AI等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。

◇災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、同報系防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、Jアラート（全国瞬時警報システム）、防災WEB、緊急速報メール、とうおんメール、市SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな情報伝達手段を検討する必要がある。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

◇災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開するために必要な、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。

◇建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、県と連携し耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言を行う必要がある。

◇本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅64.2%(H28)、多数の者が利用する建築物等82.8%(H27)であるが、全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

◇老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、補助制度を活用した支援や啓発活動等を県と連携して実施することにより、空き家の除去等を推進する必要がある

◇大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却または耐震化を推進する必要がある。

◇公園及び緑地は、火災延焼を防ぐとともに避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備を促進する必要がある。

◇市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害を解消し、又は火災延焼を防止するため、市街地整備事業や地区計画による街路整備等により、安全な市街地を形成する必要がある。

◇市内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める必要がある。

◇大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る必要がある。

◇事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防隊の育成と強化を図る必要がある。

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

◇大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。

◇ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。

◇森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。

◇森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。

7-3 有害物質の拡散・流出

◇平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。

◇伊方発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加するなど、原子力防災対策の充実強化を図る必要がある。

7-4 農地、森林等の被害

◇農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を生かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。

◇森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。

◇森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。

◇森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。

◇森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。

◇地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

- ◇地震等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「東温市災害廃棄物処理計画」を策定しているが、より実効性のある計画とするため内容を改定、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。
- ◇「東温市災害廃棄物処理計画」の改定に合わせ、発生時に円滑かつ効果的な対応ができるように「災害廃棄物処理マニュアル」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する必要がある。
- ◇災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。
- ◇大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- ◇職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。
- ◇人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。
- ◇社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、市と連携して災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- ◇自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- ◇地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。
- ◇災害時には市民活動団体の協力も必要となることから、顔の見える関係性を構築するため、研修会等の実施や団体相互の交流促進及びネットワーク化の推進を図る必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

◇文化財の所有者をはじめ、関係機関等と連携を図り、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る必要がある。また、文化財の被害に備え、修復技術等の伝承を推進する必要がある。

◇展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、歴史民俗資料館等における展示方法・収蔵方法等の点検や見直しなど、防災対策を進める必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

◇円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、早期に復興まちづくりに着手できるよう復興事前準備を行う必要がある。

◇避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める必要がある。

◇被災資産等の確認、被害状況の調査を早期に行い、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のために県及び市町が共同で導入した電子システムを円滑に運用するため、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する必要がある。

◇被災から速やかに生活を再建できるよう、市民税や固定資産税、国民健康保険税など被災時の市税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）を適切に実施する体制を整備する必要がある。

◇地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新し、東温市統合型GIS等のシステムを災害に有効活用する必要がある。

◇被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、県と連携しながら被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士、判定コーディネーター等を育成する必要がある。

◇大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保に努める必要がある。

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

◇災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。

◇被災事業者への復旧資金融資制度や経営相談等による支援が必要となるため、防災関係機関や商工会等と連携し、事業者に対する情報の周知や仲介ができる体制を整備する必要がある。

※ 施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、重複するため省略

「施策分野」ごとの推進方針

個別施策分野

① 行政機能、消防等、防災教育等
◇耐震化に当たっては、学校施設や社会福祉施設、市営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設、コミュニティ施設等についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、「東温市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進していく。
◇耐震化に当たっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策を進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に推進する。
◇施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に努める。
◇市内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。
◇市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。
◇幼稚園や保育所、学校等において、園児、小学生、中学生及び教職員が災害に対応できるよう、火災予防等の啓発や防災教育、防災訓練を行う。
◇大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。
◇大規模災害を想定した消防団員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む。
◇大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。
◇大規模災害に対応するため、自主防災組織や消防、警察、自衛隊等の防災関係機関、医療・福祉関係機関等と連携した総合防災訓練等を継続して実施し、組織体制の取組、地域防災力の向上を図る。
◇災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行う。
◇大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを公表し、市民に周知するとともに、消防団や自主防災組織が連携し、水防訓練等の各種訓練を行い、地域の防災力を高める。
◇避難情報を適切に発令するとともに、住民や学校等への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。

◇被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進めるとともに、避難所等において乳幼児用品（おむつ、粉ミルク、おしり拭き）の提供ができるよう数量調査を行い、効率的な備蓄計画を立てて適切に管理を行う。
◇支援物資を受け入れる際の拠点として「救援物資集積所」の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた受援計画を策定し、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行う。
◇避難所における毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る。
◇事業所や社会福祉施設、学校等においては、被災して従業員や利用者、児童・生徒等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄に努める。
◇妊婦や乳幼児、アレルギーを持つ人等を考慮した上で、食料、飲料水や毛布等必要物資の計画的な備蓄を進めるとともに、市民等に対して状況に応じた備蓄推奨に係る啓発を進める。
◇大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。
◇避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める。
◇大規模災害時に、県や各市町、関係機関等と、迅速かつ確かな情報収集・伝達を行うため、市の通信システムの充実を図るとともに、災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る。
◇災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む。
◇職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。
◇大規模災害時に市の災害対策の拠点となる庁舎の耐震化を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。
◇本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定する。
◇老朽化等が進む市所管施設の長寿命化対策を推進するため、「東温市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設管理計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。
◇災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、同報系防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、Jアラート（全国瞬時警報システム）、防災WEB、緊急速報メール、とうおんメール、市SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな情報伝達手段を検討する。
◇大規模な災害が発生するおそれがある場合、適切に住民に対し避難情報を発令できるよう作成した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を適宜、見直し、住民に適切に避難行動の呼びかけを行う。

◇大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等、市民を対象とした実働的な訓練を実施し、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。
◇大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹系システムのクラウド化やRPA・AI等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。
◇事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防隊の育成と強化を図る。
◇職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する
◇展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、歴史民俗資料館等における展示方法・収蔵方法等の点検や見直しなど、防災対策を進める。
◇避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める。
◇被災資産等の確認、被害状況の調査を早期に行い、罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のために県及び市町が共同で導入した電子システムを円滑に運用するため、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。
◇被災から速やかに生活を再建できるよう、市民税や固定資産税、国民健康保険税など被災時の市税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）を適切に実施する体制を整備する。

② 住宅・都市、国土保全、土地利用
◇本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅64.2%(H28)、多数の者が利用する建築物等82.8%(H27)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化の促進に努める。
◇耐震化に当たっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策を進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に推進する。
◇市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害を解消し、又は火災延焼を防止するため、市街地整備事業や地区計画による街路整備等により、安全な市街地の形成を図る。
◇老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、補助制度を活用した支援や啓発活動等を県と連携して実施することにより、空き家の除去等を推進する。
◇大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却または耐震化の推進に努める。
◇大規模地震発生時に、崩壊などのおそれがある大規模盛土造成地について、市民の防災意識高揚のため、県と連携し、抽出・公表するとともに、住民との情報共有を図る。

◇大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する。
◇森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。
◇森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。
◇森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。
◇大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所区域指定を促進する。
◇公園及び緑地は、避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備の促進に努める。
◇建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、県と連携し耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言を行う。
◇森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。
◇円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、早期に復興まちづくりに着手できるよう復興事前準備の推進に努める。
◇地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新し、東温市統合型GIS等のシステムを災害に有効活用する。
◇被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、県と連携しながら被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士、判定コーディネーター等を育成する。
◇大規模災害で長期避難となった場合は仮設住宅が必要となるため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保に努める。

③ 保健医療・福祉
◇社会福祉施設等において、警察や消防など災害対応機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。
◇大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う避難行動要支援者支援関係者の活性化に努める。
◇家庭における備蓄や市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資（福祉避難所用物資）の備蓄拡充に努める。
◇緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する。

◇事業所や社会福祉施設、学校等においては、被災して従業員や利用者、児童・生徒等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄に努める。
◇医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。
◇災害時に医療支援が必要な難病患者等（要支援者）の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、東温市医師会等の関係機関に対する支援体制や連携の強化を図る。
◇大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT（災害派遣医療チーム）・JMAT（日本医師会災害医療チーム）の受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の運用体制を整備する。
◇大規模災害に備え、DMAT（災害派遣医療チーム）との連携を強化するため、現行の災害医療システムを更新することにより災害医療体制の充実強化を図る。
◇災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を活用し、施設や自治会と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。
◇大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や東温市医師会等の関係機関との連絡調整等、運用体制の強化を図る。また、被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する。
◇医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職で構成される「災害時要配慮者支援チーム」の運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用や連絡会などの開催等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る。
◇大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。
◇避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る。
◇要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所の確保に努め、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、福祉避難所の実施体制の充実を図る。
◇高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える。

④ 産業、金融、エネルギー

◇防災関係機関や商工会等と連携し、市内の事業者に対する避難計画の策定支援や避難情報の周知等を進める。
◇大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置・増設等を推進する。

◇災害時に観光客が帰宅困難になる可能性があるため、市内の宿泊施設や事業所等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める。
◇大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点において自家発電設備や燃料タンクの設置・増設・増設等を図る。
◇エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光発電設備や蓄電システム等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
◇防災関係機関や商工会等と連携し、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援することで、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。
◇燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。
◇大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、防災関係機関や商工会等と連携し、災害対策の実施を金融機関へ働きかける。
◇平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。
◇災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。
◇被災事業者への復旧資金融資制度や経営相談等による支援が必要となるため、防災関係機関や商工会等と連携し、事業者に対する情報の周知や仲介ができる体制を整備する。

⑤ ライフライン、情報通信
◇子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を図る。
◇大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置・増設等を推進する。
◇大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。
◇大規模災害による長期断水に備え、関係部局と協力し、応急給水施設及び資材等の整備を進め、整備に応じた訓練等を実施する。
◇大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所、福祉避難所、要支援者等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。また、孤立するおそれのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。
◇大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点において自家発電設備や燃料タンクの設置・増設・増設等を図る。
◇エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光発電設備や蓄電システム等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。

◇各ライフライン事業者の施設や設備等の耐震化を促進するとともに、災害時の応援協定の締結をはじめ、平時から情報共有や意見交換を行うなど、各事業者との連携を強化する。
◇大規模災害時に、県や各市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、市の通信システムの充実を図るとともに、災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る。
◇大規模災害時に市の災害対策の拠点となる庁舎の耐震化を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。
◇電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する。
◇避難所や市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。
◇大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。
◇災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める。
◇テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等を適切に維持管理するほか、Ｌアラート（災害情報共有システム）やＪアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、緊急速報メールやうおんメール、市SNS等の普及を促進する。
◇燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。
◇老朽化が進む下水道施設について、災害時においても汚水処理機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の更新、耐震化等の推進及び、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の整備を計画的に進める。
◇大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹系システムのクラウド化やRPA・AI等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。
◇伊方発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加するなど、原子力防災対策の充実強化を図る。

⑥ 交通・物流

- ◇災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制の維持・強化を図る。
- ◇大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、避難・救援道路等の整備等の防災対策を推進する。

◇市道、農道、林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化を推進する必要がある。国の補助事業による橋梁、トンネル等の定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁、トンネル等の長寿命化対策工事を推進する。
◇孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する。
◇大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める。
◇帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路の早期復旧のための計画や体制を整備する。
◇鉄道施設及びバス路線は、帰宅するための必要な交通インフラであり、また、災害時には避難活動や復旧活動等を支える交通手段となることから、関係機関や事業者と連携し、施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化の促進に努める。
◇防災関係機関や商工会等と連携し、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援することで、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。
◇災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開するために必要な、情報収集・共有等の体制整備を進める。

⑦ 農林水産
◇主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。
◇大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する。
◇大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。
◇ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。
◇森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。
◇森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。
◇森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。
◇森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。

◇地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。
◇農業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合と連携し、防災対策を促進する。
◇大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。
◇大規模災害時に、農林業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地等を復旧し、事業を再開するため、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。
◇農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を生かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保安全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。
◇災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。

⑧ 環境

◇森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。
◇森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。
◇大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や東温市医師会等の関係機関との連絡調整等、運用体制の強化を図る。また、被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県、松山圏域災害医療対策会議と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する。
◇エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光発電設備や蓄電システム等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
◇大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、「愛媛県広域火葬計画」に基づき、体制の構築や支援体制の強化を進める。
◇飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う。
◇浄化槽について、災害に強い合併浄化槽の整備を推進する。
◇平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。
◇地震等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「東温市災害廃棄物処理計画」を策定しているが、より実効性のある計画とするため内容を改定、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。

◇「東温市災害廃棄物処理計画」の改定に合わせ、発生時に円滑かつ効果的な対応ができるように「災害廃棄物処理マニュアル」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理体制の整備を図る。
◇災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。
◇大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を図る。

横断的施策分野

① リスクコミュニケーション
◇本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H28)、多数の者が利用する建築物等 82.8%(H27)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化の促進に努める。
◇消防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施することにより、地域の防災力を高める。
◇老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、補助制度を活用した支援や啓発活動等を県と連携して実施することにより、空き家の除去等を推進する。
◇大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある民間所有のブロック塀等について、災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、除却または耐震化の推進に努める。
◇大規模地震発生時に、崩壊などのおそれがある大規模盛土造成地について、市民の防災意識高揚のため、県と連携し、抽出・公表するとともに、住民との情報共有を図る。
◇大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを公表し、市民に周知するとともに、消防団や自主防災組織が連携し、水防訓練等の各種訓練を行い、地域の防災力を高める。
◇土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行う必要があるため、新たな防災マップの作成等により危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて市民へ周知する。
◇ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。
◇妊婦や乳幼児、アレルギーを持つ人等を考慮した上で、食料、飲料水や毛布等必要物資の計画的な備蓄を進めるとともに、市民等に対して状況に応じた備蓄推奨に係る啓発を進める。
◇避難情報等を適切に発令するとともに、住民や学校等への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。

◇大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る。
◇大規模災害に備え、DMAT（災害派遣医療チーム）との連携を強化するため、現行の災害医療システムを更新することにより災害医療体制の充実強化を図る。
◇避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る。
◇大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、県・市ホームページや防災リーフレット、広報紙、減災キャンペーン、防災意識啓発講演など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、施設や要支援者の防災・減災意識の高揚に努める。
◇建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、県と連携し耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言を行う。
◇地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。
◇災害時には市民活動団体の協力も必要となることから、顔の見える関係性を構築するため、研修会等の実施や団体相互の交流促進及びネットワーク化の推進を図る。

② 人材育成
◇市内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。
◇自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図るとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。また、災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・防災訓練等を通して、市民の防災力の向上を図る。
◇幼稚園や保育所、学校等において、幼稚園教諭や保育士、教職員の防災士資格の取得促進により、災害時に適切な対応能力を持つ者を配置し、幼児・児童・生徒等への指導力の向上や日常点検を行う。
◇消防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施することにより、地域の防災力を高める。
◇避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める。
◇避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。

◇大規模災害に対応するため、消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力の向上を図る。
◇人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する。
◇社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、市と連携して災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。
◇地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。
◇文化財の所有者をはじめ、関係機関等と連携を図り、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る。また、文化財の被害に備え、修復技術等の伝承を推進する。
◇被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、県と連携しながら被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士、判定コーディネーター等を育成する。

③ 官民連携
◇事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防隊の育成と強化を図る。
◇防災関係機関や商工会等と連携し、市内の事業者に対する避難計画の策定支援や避難情報の周知等を進める。
◇災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制の維持・強化を図る。
◇帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する。
◇災害時に観光客が帰宅困難になる可能性があるため、市内の宿泊施設や事業所等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める。
◇鉄道施設及びバス路線は、帰宅するための必要な交通インフラであり、また、災害時には避難活動や復旧活動等を支える交通手段となることから、関係機関や事業者と連携し、施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化の促進に努める。
◇災害時に医療支援が必要な難病患者等（要支援者）の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、東温市医師会等の関係機関に対する支援体制や連携の強化を図る。
◇医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職で構成される「災害時要配慮者支援チーム」の運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用や連絡会などの開催等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る。

◇大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。
◇災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める。
◇防災関係機関や商工会等と連携し、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援することで、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。
◇燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。
◇大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、防災関係機関や商工会等と連携し、災害対策の実施を金融機関へ働きかける。
◇事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防隊の育成と強化を図る。
◇被災事業者への復旧資金融資制度や経営相談等による支援が必要となるため、防災関係機関や商工会等と連携し、事業者に対する情報の周知や仲介ができる体制を整備する。

④ 老朽化対策
◇耐震化に当たっては、学校施設や社会福祉施設、市営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設、コミュニティ施設等についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、「東温市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進していく。
◇耐震化に当たっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策を進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に推進する。
◇市道、農道、林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化を推進する必要がある。国の補助事業による橋梁、トンネル等の定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁、トンネル等の長寿命化対策工事を推進する。
◇公園及び緑地は、避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となることから、適正な維持管理及び整備の促進に努める。
◇鉄道施設及びバス路線は、帰宅するための必要な交通インフラであり、また、災害時には避難活動や復旧活動等を支える交通手段となることから、関係機関や事業者と連携し、施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化の促進に努める。
◇老朽化等が進む市所管施設の長寿命化対策を推進するため、「東温市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設管理計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。
◇老朽化が進む下水道施設について、災害時においても汚水処理機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の更新、耐震化等の推進及び、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の整備を計画的に進める。

◇市内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防・消防団の広域連携を行うとともに、消防車両や資機材の充実、耐震性防火水槽・消火栓の整備促進、消防団施設の耐震化、消防団員の確保等の対策を着実に進める。

⑤ 地域づくり

◇地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

◇大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所、福祉避難所、要支援者等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。また、孤立するおそれのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。

◇大規模災害に備え、DMAT（災害派遣医療チーム）との連携を強化するため、現行の災害医療システムを更新することにより災害医療体制の充実強化を図る。

◇森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。

◇人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する。

◇地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。

◇災害時には市民活動団体の協力も必要となることから、顔の見える関係性を構築するため、研修会等の実施や団体相互の交流促進及びネットワーク化の推進を図る。

◇円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、早期に復興まちづくりに着手できるよう復興事前準備の推進に努める。

◇災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。

東温市国土強靱化地域計画に基づく取組

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生					
取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
防災士資格取得支援	自主防災組織または消防団の一員で、地域の活動に積極的に関わっている方の防災士資格取得にかかる経費を助成する。	—	H20年度～	—	危機管理課
愛媛県総合防災訓練参加	年1回行われる愛媛県総合防災訓練に参加し、風水害や地震発生時における防災力の強化を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課
東温市総合防災訓練実施	年1回東温市総合防災訓練を実施し、風水害や地震発生時の人的、物的被害の軽減を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課
自主防災組織育成事業	自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備、備蓄食料の購入等に係る費用の補助を行う。	—	H20年度～	—	危機管理課
シェイクアウト訓練実施	地震発生時の安全確保行動の確認や防災意識の向上を図るため、シェイクアウト訓練を年1回以上実施する。	—	H27年度～	—	危機管理課
耐震性貯水槽整備	避難者が多く見込まれる指定避難所に飲料水兼用耐震性貯水槽(40m ³)、山間部の避難所に4m ³ 相当の飲料水兼用耐震性貯水槽を設置する。また、数カ所の指定避難所に災害用給水栓及び応急給水栓を設置する。	40m ³ 3基 4m ³ 3基 災害時給水栓・応急給水栓 4基	R4～R7	231	危機管理課
避難所空調整備	避難者が多く集まる学校体育館は、風通しが悪く熱がこもりやすく、夏場は熱中症等の2次被害のリスクが想定されるため、エアコンと輻射パネルを組み合わせた空調システムを整備する。	北吉井小学校、南吉井小学校、川上小学校	R5～R7	147	危機管理課
避難所マンホールトイレシステム整備	災害時は電気や水道が止まり、家庭や避難所でのトイレが使用できない可能性があるため、避難者が多く集まる避難所に直結貯留式配管システムを整備する。	北吉井小学校、南吉井小学校、川上小学校	R5～R7	33	危機管理課
避難所資機材充実	重点的に災害用トイレを各避難場所に整備し、災害時に使用できるトイレの確保を行う。	—	R4～R6	—	危機管理課
耐震性防火水槽整備事業	災害時の迅速な対応及び対応能力向上のため、耐震性防火水槽の整備促進を図る。	6箇所整備	R2年度～R6年度	6	警防課

消防車両、資機材更新事業	消防車両及び資機材を計画的に更新し、災害対応能力の向上を図る。	—	R2年度～R6年度	—	警防課
消火栓整備事業	災害時の迅速な対応及び対応能力向上のため、消火栓の整備促進を図る。	—	R2年度～R6年度	—	警防課
ホース格納箱新設・更新事業	消火栓ホース格納箱を計画的に新設・更新し、火災発生時の初期消火の充実を図る。	95箇所整備	R2年度～R6年度	15	警防課
コミュニティ施設耐震改修事業	地区の集会所又は公民館の耐震補強等整備に係る経費の内、耐震補強、全部改築及び取壊しに要する経費を補助する。	—	H25年度～令和9年度	—	総務課
消防団車両、資機材更新事業	消防団車両及び資機材を計画的に更新し、災害対応力を最大限発揮できるようにする。	—	R2年度～R6年度	—	総務予防課
社会福祉施設等耐震化設備整備事業	市内の社会福祉施設等の耐震化などに伴う施設整備に対する補助を行う。	施設から要望があれば対応	平成16年度～	—	長寿介護課
市営住宅改修事業 (公営住宅ストック総合改善事業)	市営住宅の老朽化対策や長寿命化を図るため、耐震化を含めた長寿命化計画を策定し、計画的な修繕・改修を行う。	市内市営住宅 15団地 301戸	R3年度～R12年度 (東温市市営住宅長寿命化計画期間)	976 (補助対象外含む)	都市整備課
木造住宅耐震化促進事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	木造住宅の耐震診断、耐震改修を行う者に対し技術者の派遣、または、費用の一部を助成する。診断技術者派遣60戸/年、診断補助5戸/年、改修補助20戸/年(～R2)診断技術者派遣15戸/年、診断補助3戸/年、改修補助10戸/年(R3～)	東温市内全域	R2年度～R6年度	47	都市整備課
狭あい道路整備等促進事業	建築基準法に基づく後退部分について、寄附採納により拡幅整備の促進を図る。	東温市内全域	R2年度～R6年度	13.3	建設課
地区計画道路整備事業	健全な市街地を形成するため、地区整備計画により位置付けられた道路(街路)整備を実施する。	—	H16年度～	—	都市整備課
老朽危険空家除却事業 (空き家再生等推進事業)	老朽化して倒壊等のおそれのある危険な空き家を除却する者に対し、費用の一部を助成する。5戸/年	東温市内全域	R2年度～R6年度	20	都市整備課
ブロック塀等安全対策事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	倒壊等のおそれのある危険なブロック塀を除却、改修する者に対し、費用の一部を助成する。20戸/年(～R2)10戸/年(R3～)	東温市内全域	R2年度～R6年度	15	都市整備課
宅地耐震化推進事業 (都市防災推進事業)	市内の大規模盛土造成地について、土質調査等を実施し、造成地の安定性を評価する。	第一次スクリーニングにより特定された箇所 (松瀬川地区の一部)	R4年度	2	都市整備課
防災士資格取得推進事業	災害時に適切な対応能力を持つ防災士を育成し、幼稚園、保育所等に配置ため、毎年順次複数名に対し、資格取得のための受講料を補助する。	—	H29年度～	—	保育幼稚園課

防災教育、防災訓練の実施	災害時に適正な行動が出来るよう毎月1回避難訓練を実施する。また、日常における防災教育や保護者を対象とした消化訓練等を年1回程度実施する。	—	H16年度～	—	保育幼稚園課
小学校大規模改修事業	屋内運動場非構造部材(天井照明)耐震化事業(全小学校)、北吉井小学校給食配膳室等改築工事、南吉井小学校屋外トイレ大規模改修工事、北吉井小学校プール改築工事、南吉井小学校中校舎中央棟長寿命化改修工事、屋内運動場長寿命化改修工事(南吉井小学校、拝志小学校、東谷小学校)、エレベーター設置事業(北吉井小学校)	北吉井小学校、南吉井小学校、拝志小学校、上林小学校、川上小学校、東谷小学校、西谷小学校	R3年度～R7年度	1,031	学校教育課
中学校大規模改修事業	川内中学校屋内運動場非構造部材(天井照明)耐震化事業、重信中学校部室等改築工事、重信中学校中校舎長寿命化改修工事、川内中学校特別教室棟大規模改修工事	重信中学校、川内中学校	R3年度～R6年度	486	学校教育課

1-2 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生					
取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
防災士資格取得支援	自主防災組織または消防団の一員で、地域の活動に積極的に関わっている方の防災士資格取得にかかる経費を助成する。	—	H20年度～	—	危機管理課
東温市水防訓練実施	年1回東温市水防訓練を実施し、風水害による人的、物的被害の軽減を図る。	—	H27年度～	—	危機管理課
自主防災組織育成事業	自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備、備蓄食料の購入等に係る費用の補助を行う。	—	H20年度～	—	危機管理課
ハザードマップ作成事業	市内の土砂災害警戒区域や浸水想定区域を示したハザードマップを作成し、市民に広く周知する。	東温市	R3年度	8.7	危機管理課
愛媛県総合防災訓練参加	年1回行われる愛媛県総合防災訓練に参加し、風水害や地震発生時における防災力の強化を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課
東温市総合防災訓練実施	年1回東温市総合防災訓練を実施し、風水害や地震発生時の人的、物的被害の軽減を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課
ため池ハザードマップ作成事業	防災重点ため池87池について、ため池ハザードマップを作成する。	防災重点ため池87池のうち、ハザードマップ未整備である56池	R2年度～R3年度(完了)	5	農林振興課

ため池整備事業	老朽化等による防災対策や耐震対策が必要であるため池の改修整備を進める。	岡池、東谷池、昌林池 追入下池、奥屋敷新池、源平谷池、西の谷池、山戸池、岡下池、黒穂池	H28年度～R11年度	(県営事業)	農林振興課
林道改良事業(上林河之内線)	林道上林河之内線は、久万高原町に通ずる幹線林道であり、主要道路の代替ルートとして期待できるため、法面改良や舗装等の改良整備を進める。	L=687m	R3年度～R7年度	100	農林振興課
浸水対策事業	豪雨等による浸水被害から市民の生命・財産を守るため、浸水対策事業を実施する。	—	R5年度～	—	建設課

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
備蓄食料等購入事業	災害発生時に備え、食料や飲料水を計画的に備蓄する。	—	H23年度～	—	危機管理課
受援計画策定業務	災害発生時における人的、物的支援を円滑に受援するための計画を策定する。	—	R2年度	—	危機管理課
災害時応援協定締結事務	災害発生時に各種応急復旧活動等の支援を受けられるよう、ライフライン事業者や廃棄物処理事業者など、様々な業種の事業者等との応援協定を締結する。	—	H16年度～	—	危機管理課
耐震性貯水槽整備	避難者が多く見込まれる指定避難所に飲料水兼用耐震性貯水槽(40m ³)、山間部の避難所に4m ³ 相当の飲料水兼用耐震性貯水槽を設置する。また、数カ所の指定避難所に災害用給水栓及び応急給水栓を設置する。	40m ³ 3基 4m ³ 3基 災害時給水栓・応急給水栓 4基	R4～R7	231	危機管理課
道路改良事業(前川堤防線)	田窪工業団地及び東温スマートIC供用後の安全・円滑な交通の確保、地域防災力の向上を図るため、前川堤防線の未整備区間を新設する。道路改良L=1km	L=1.0km	R2年度～R7年度	669	建設課

橋梁・トンネル長寿命化事業	道路橋・トンネルの老朽化対策として、道路管理者による予防的な保全を目指した計画的な維持管理を行ない道路橋・トンネルの長寿命化を図る。点検が義務化されたことにより計画的に定期点検を行ない、橋梁・トンネル修繕対策を実施し、道路網の安全性・信頼性を確保する。	計画期間内に全体の100%点検、40%修繕	橋梁：R1年度～R5年度 トンネル：H30年度～R3年度	橋梁：579 トンネル：55	建設課
水道施設アセットマネジメント事業	老朽化した水道施設の更新を行うとともに施設の耐震化対策を実施する。また、多様化する災害等に備え、危機管理マニュアルを策定する。	市内全域の水道施設のうち、対象となるもの	H30年度～	1,780	上下水道課
道路改良事業(牛淵西岡線)	自衛隊大型車両が通行する際の地域住民の道路交通の安心・安全を図るため、松山駐屯地から国道11号に直結する新たな道を整備する。	L=0.7km	R3～R7	760	建設課

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
備蓄食料等購入事業	災害発生時に備え、食料や飲料水を計画的に備蓄する。	—	H23年度～	—	危機管理課
防災士資格取得支援	自主防災組織または消防団の一員で、地域の活動に積極的に関わっている方の防災士資格取得にかかる経費を助成する。	—	H20年度～	—	危機管理課
自主防災組織育成事業	自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備、備蓄食料の購入等に係る費用の補助を行う。	—	H20年度～	—	危機管理課
耐震性貯水槽整備	避難者が多く見込まれる指定避難所に飲料水兼用耐震性貯水槽(40m ³)、山間部の避難所に4m ³ 相当の飲料水兼用耐震性貯水槽を設置する。また、数カ所の指定避難所に災害用給水栓及び応急給水栓を設置する。	40m ³ 3基 4m ³ 3基 災害時給水栓・応急給水栓 4基	R4～R7	231	危機管理課

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
東温市総合防災訓練実施	年1回東温市総合防災訓練を実施し、風水害や地震発生時の人的、物的被害の軽減を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課

東温市水防訓練実施	年1回東温市水防訓練を実施し、風水害による人的、物的被害の軽減を図る。	—	H27年度～	—	危機管理課
防災士資格取得支援	自主防災組織または消防団の一員で、地域の活動に積極的に関わっている方の防災士資格取得にかかる経費を助成する。	—	H20年度～	—	危機管理課
自主防災組織育成事業	自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備、備蓄食料の購入等に係る費用の補助を行う。	—	H20年度～	—	危機管理課
消防団施設整備事業	老朽化した消防団蔵置所を計画的に更新及び修繕整備し、長寿命化、耐震化対策を図るとともに、災害対応能力の充実を図る。	消防団詰所1箇所	R2年度～R6年度	39	総務予防課

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
災害時応援協定締結事務	災害発生時に各種応急復旧活動等の支援を受けれるよう、ライフライン事業者や廃棄物処理事業者など、様々な業種の事業者等との応援協定を締結する。	—	H16年度～	—	危機管理課
災害時帰宅支援ステーションの整備	帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニ等の店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する。	—	H19年度～	—	危機管理課
公園維持管理事業	健全な公園施設を維持するため、施設等の維持修繕を実施する。	—	H16年度～	—	都市整備課
公園整備事業	重信川緑地公園、重信川みんなの広場及び桜つつみ公園の3公園を、市道前川堤防線整備及び重信川かわまちづくりの整備に合わせて一体的な公園として整備し、河川敷空間を有効に活用する。	桜つつみ公園等3公園の整備	R5年度～R8年度	—	都市整備課

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
災害時応援協定締結事務	災害発生時に各種応急復旧活動等の支援を受けれるよう、ライフライン事業者や廃棄物処理事業者など、様々な業種の事業者等との応援協定を締結する。	—	H16年度～	—	危機管理課

災害医療システム更新事業	災害医療システムの安定的な運用を維持するため、計画的に機器等の更新を行う。	R6年度までにタブレット3台更新	R2年度～R6年度	0.34	警防課
新型インフルエンザ等対策事業	新型インフルエンザ等全国かつ急速なまん延の恐れのある新感染症に対し備蓄、訓練、知識等の普及を東温市医師会等の関係機関の協力を得ながら行う。	—	H27年度～	—	健康推進課

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 <small>(総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)</small>	実施期間	全体事業費概算(百万円) <small>(国庫補助金活用予定事業のみ記載)</small>	取組主体(担当課)
各種予防接種事業	予防接種法及び関連法令に基づき、各種予防接種を東温市医師会等の関係機関の協力を得て実施する。	—	H16年度～	—	健康推進課
新型インフルエンザ等対策事業	新型インフルエンザ等全国かつ急速なまん延の恐れのある新感染症に対し備蓄、訓練、知識等の普及を東温市医師会等の関係機関の協力を得ながら行う。	—	H27年度～	—	健康推進課

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 <small>(総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)</small>	実施期間	全体事業費概算(百万円) <small>(国庫補助金活用予定事業のみ記載)</small>	取組主体(担当課)
ペットの飼い主への普及啓発事業	飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を実施する。	—	H16年度～	—	環境保全課
避難所資機材整備事業	避難所における避難生活の質の向上等を図るため、避難所開設時に使用する資機材を整備する。また、非常電源確保のため、発電機等を整備する。	—	H30年度～R6年度	—	危機管理課
備蓄食料等購入事業	災害発生時に備え、食料や飲料水を計画的に備蓄する。	—	H23年度～	—	危機管理課
避難所運営マニュアル整備	地域の実情に合った避難所運営マニュアルを整備するとともに、避難所運営訓練を実施し、既存のマニュアルを実効性のあるものに適宜改定する。	—	R3年度～	—	危機管理課
東温市総合防災訓練実施	年1回東温市総合防災訓練を実施し、風水害や地震発生時の人的、物的被害の軽減を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課

避難行動要支援者支援事業	要配慮者に対し、避難中も良好な環境を提供するため、平時から福祉避難所資器材等の整備を推進し、要配慮者の支援体制を充実する。また、災害発生時には、福祉避難所の開設及び運営支援を行う。	—	H29年度～	—	社会福祉課
認知症サポーター養成事業	認知症に対する正しい知識を普及し、認知症の人と家族を支える活動を行う認知症サポーターを養成するため、地域や職域を対象に年15回程度の講座を開催する。	15回開催 400人 受講/年	平成19年度～	—	長寿介護課

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下					
取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費 概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
災害対策本部運営訓練実施	災害発生に備え、毎年1回県と合同で災害対策本部運営訓練を行う。	—	H21年度～	—	危機管理課
東温市総合防災訓練実施	年1回東温市総合防災訓練を実施し、風水害や地震発生時の人的、物的被害の軽減を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課
受援計画策定業務	災害発生時における人的、物的支援を円滑に受援するための計画を策定する。	—	R2年度	—	危機管理課
避難所資機材整備事業	避難所における避難生活の質の向上等を図るため、避難所開設時に使用する資機材を整備する。また、非常電源確保のため、発電機等を整備する。	—	H30年度～R6年度	—	危機管理課
業務継続計画改定事業	本市業務継続計画の見直しを定期的に行う。	—	R3年度	—	危機管理課
非常用自家発電設備燃料タンク増設事業	大規模災害発生時に使用する非常用電源について、内閣府が推奨する72時間まで稼働可能にするよう燃料タンクの増設を行う。	東温市本庁	H28年度～R6年度	82	財政課

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					
取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費 概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
避難所資機材整備事業	避難所における避難生活の質の向上等を図るため、避難所開設時に使用する資機材を整備する。また、非常電源確保のため、発電機等を整備する。	—	H30年度～R6年度	—	危機管理課
防災行政無線蓄電池更新事業	災害時の停電に備え防災行政無線設備の蓄電池を定期的に交換する。	—	H27年度～	—	危機管理課

非常用自家発電設備燃料タンク増設事業	大規模災害発生時に使用する非常用電源について、内閣府が推奨する72時間まで稼動可能にするよう燃料タンクの増設を行う。	東温市本庁	H28年度～R6年度	82	財政課
--------------------	--	-------	------------	----	-----

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 <small>(総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)</small>	実施期間	全体事業費概算(百万円) <small>(国庫補助金活用予定事業のみ記載)</small>	取組主体(担当課)
防災行政無線蓄電池更新事業	災害時の停電に備え防災行政無線設備の蓄電池を定期的に交換する。	—	H27年度～	—	危機管理課
防災アプリ導入事業	防災情報の伝達手段多様化を図るため、防災アプリを導入し、スマートフォンのアプリからプッシュ通知で音声を配信することで、天候に関わらず、戸別受信機と同様の音声を再生する。	—	R2年度	—	危機管理課

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 <small>(総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)</small>	実施期間	全体事業費概算(百万円) <small>(国庫補助金活用予定事業のみ記載)</small>	取組主体(担当課)
防災行政無線蓄電池更新事業	災害時の停電に備え防災行政無線設備の蓄電池を定期的に交換する。	—	H27年度～	—	危機管理課
防災行政無線戸別受信機購入費補助事業	防災行政無線戸別受信機の各家庭への導入を推進するため、購入に係る経費の補助を行う。	—	H27年度～	—	危機管理課
防災アプリ導入事業	防災情報の伝達手段多様化を図るため、防災アプリを導入し、スマートフォンのアプリからプッシュ通知で音声を配信することで、天候に関わらず、戸別受信機と同様の音声を再生する。	—	R2年度	—	危機管理課
シェイクアウト訓練実施	地震発生時の安全確保行動の確認や防災意識の向上を図るため、シェイクアウト訓練を年1回以上実施する。	—	H27年度～	—	危機管理課
東温市総合防災訓練実施	年1回東温市総合防災訓練を実施し、風水害や地震発生時の人的、物的被害の軽減を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課
自主防災組織育成事業	自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備、備蓄食料の購入等に係る費用の補助を行う。	—	H20年度～	—	危機管理課

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
佐古ダムかんがい送水施設整備事業	より一層の農業経営の安定と合理化を図ることを目的に、佐古ダムの冬季用水を有効活用し、年間を通して安定した農業用水を確保するため、佐古ダムからの送水施設の整備を進める。	佐古ダム 送水管φ300mm・ L=3,100m ファームポイント N=1基	H28年度～R6年度	(県営事業)	農林振興課
佐古ダムかんがい揚水設備改修事業	農業用水の安定した供給を図るため、老朽化により故障が頻発している佐古ダムの揚水設備において改修整備を進める。	佐古ダム 揚水機場補修	R2年度～R4年度(完了)	(県営事業)	農林振興課

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
道路改良事業(前川堤防線)	田窪工業団地及び東温スマートIC供用後の安全・円滑な交通の確保、地域防災力の向上を図るため、前川堤防線の未整備区間を新設する。道路改良L=1km	L=1.0km	R2年度～R7年度	669	建設課
橋梁・トンネル長寿命化事業	道路橋・トンネルの老朽化対策として、道路管理者による予防的な保全を目指した計画的な維持管理を行ない道路橋・トンネルの長寿命化を図る。点検が義務化されたことにより計画的に定期点検を行ない、橋梁・トンネル修繕対策を実施し、道路網の安全性・信頼性を確保する。	計画期間内に全体の100%点検、40%修繕	橋梁：R1年度～R5年度 トンネル：H30年度～R3年度	橋梁：579 トンネル：55	建設課
佐古ダムかんがい送水施設整備事業	より一層の農業経営の安定と合理化を図ることを目的に、佐古ダムの冬季用水を有効活用し、年間を通して安定した農業用水を確保するため、佐古ダムからの送水施設の整備を進める。	佐古ダム 送水管φ300mm・ L=3,100m ファームポイント N=1基	H28年度～R6年度	(県営事業)	農林振興課
佐古ダムかんがい揚水設備改修事業	農業用水の安定した供給を図るため、老朽化により故障が頻発している佐古ダムの揚水設備において改修整備を進める。	佐古ダム 揚水機場補修	R2年度～R4年度(完了)	(県営事業)	農林振興課
道路改良事業(牛湫西岡線)	自衛隊大型車両が通行する際の地域住民の道路交通の安心・安全を図るため、松山駐屯地から国道11号に直結する新たな道を整備する。	L=0.7km	R3～R7	760	建設課

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン(電気、ガス、上水道、通信等)の長期間にわたる機能停止

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
地球温暖化対策機器設置整備事業補助金	エネルギー供給源の多様化を図るため家庭に設置する機器に対して補助金を交付する。	補助件数75件/年	H16年度～	—	環境保全課
災害時応援協定締結事務	災害発生時に各種応急復旧活動等の支援を受けられるよう、ライフライン事業者や廃棄物処理事業者など、様々な業種の事業者等との応援協定を締結する。	—	H16年度～	—	危機管理課
水道施設アセットマネジメント事業	老朽化した水道施設の更新を行うとともに施設の耐震化対策を実施する。また、多様化する災害等に備え、危機管理マニュアルを策定する。	市内全域の水道施設のうち、対象となるもの	H30年度～	1,780	上下水道課

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
合併処理浄化槽設置事業補助金	災害に強い合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付する。	補助件数50件/年	R4年度～R8年度	85	環境保全課
公共下水道ストックマネジメント事業	老朽化が進む下水道施設について、令和元年度に第一期の計画を策定し施設更新を進める。また、第二期の計画を令和6年度に策定する。	—	H30年度～	378	上下水道課
農業集落排水統合事業	処理区統合を伴う、老朽化した施設の更新を完了させる。また、廃止する浄化センターの防災施設への改造を行う。	—	H28年度～R4年度	201	上下水道課

6-3 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
道路改良事業(前川堤防線)	田窪工業団地及び東温スマートIC供用後の安全・円滑な交通の確保、地域防災力の向上を図るため、前川堤防線の未整備区間を新設する。道路改良L=1km	L=1.0km	R2年度～R7年度	669	建設課

橋梁・トンネル長寿命化事業	道路橋・トンネルの老朽化対策として、道路管理者による予防的な保全を目指した計画的な維持管理を行ない道路橋・トンネルの長寿命化を図る。点検が義務化されたことにより計画的に定期点検を行ない、橋梁・トンネル修繕対策を実施し、道路網の安全性・信頼性を確保する。	計画期間内に全体の100%点検、40%修繕	橋梁：R1年度～R5年度 トンネル：H30年度～R4年度	橋梁：500 トンネル：50	建設課
林道改良事業(上林河之内線)	林道上林河之内線は、久万高原町に通ずる幹線林道であり、主要道路の代替ルートとして期待できることから、法面改良や舗装等の改良整備を進める。	L=687m	R3年度～R7年度	100	農林振興課
道路改良事業(牛淵西岡線)	自衛隊大型車両が通行する際の地域住民の道路交通の安心・安全を図るため、松山駐屯地から国道11号に直結する新たな道を整備する。	L=0.7km	R3～R7	760	建設課
道路改良事業(出作平松線)	田窪工業団地及び東温スマートICの供用後における安全・安心な交通を確保するとともに、国道11号と東温スマートICを連絡し、緊急輸送道路を補完する出作平松線の道路改良工事を実施する。	L=0.4km	R5年度～R8年度	380	建設課
林道施設長寿命化事業	老朽化が進む林道施設において、不具合の改善や健全性を維持するための対策を講じて、安全な通行の確保と施設の延命化を図る。	橋梁18箇所 トンネル1箇所	R6～	134.5	農林振興課

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
防災アプリ導入事業	防災情報の伝達手段多様化を図るため、防災アプリを導入し、スマートフォンのアプリからプッシュ通知で音声を配信することで、天候に関わらず、戸別受信機と同様の音声を再生する。	—	R2年度	—	危機管理課

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
愛媛県総合防災訓練参加	年1回行われる愛媛県総合防災訓練に参加し、風水害や地震発生時における防災力の強化を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課
東温市総合防災訓練実施	年1回東温市総合防災訓練を実施し、風水害や地震発生時の人的、物的被害の軽減を図る。	—	H20年度～	—	危機管理課

自主防災組織育成事業	自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備、備蓄食料の購入等に係る費用の補助を行う。	—	H20年度～	—	危機管理課
耐震性防火水槽整備事業	災害時の迅速な対応及び対応能力向上のため、耐震性防火水槽の整備促進を図る。	6箇所整備	R2年度～R6年度	6	警防課
消防車両、資機材更新事業	消防車両及び資機材を計画的に更新し、災害対応能力の向上を図る。	消防車両2台更新 計画期間内に資機材を全体の17%更新	R2年度～R6年度	253	警防課
消火栓整備事業	災害時の迅速な対応及び対応能力向上のため、消火栓の整備促進を図る。	—	R2年度～R6年度	—	警防課
ホース格納箱新設・更新事業	消火栓ホース格納箱を計画的に新設・更新し、火災発生時の初期消火の充実を図る。	95箇所整備	R2年度～R6年度	15	警防課
消防団車両、資機材更新事業	消防団車両及び資機材を計画的に更新し、災害対応力を最大限発揮できるようにする。	—	R2年度～R6年度	—	総務予防課
木造住宅耐震化促進事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	木造住宅の耐震診断、耐震改修を行う者に対し技術者の派遣、または、費用の一部を助成する。診断技術者派遣60戸/年、診断補助5戸/年、改修補助20戸/年(～R2)診断技術者派遣15戸/年、診断補助3戸/年、改修補助10戸/年(R3～)	東温市内全域	R2年度～R6年度	47	都市整備課
民間建築物アスベスト対策事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	民間建築物におけるアスベスト含有調査を実施するものに対し、費用の一部を助成する。	東温市内全域	R2年度～R6年度	0.65	都市整備課
老朽危険空き家除却事業 (公営住宅ストック総合改善事業)	老朽化して倒壊等のおそれのある危険な空き家を除却する者に対し、費用の一部を助成する。5戸/年	東温市内全域	R2年度～R6年度	20	都市整備課
ブロック塀等安全対策事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	倒壊等のおそれのある危険なブロック塀を除却、改修する者に対し、費用の一部を助成する。20戸/年(～R2)10戸/年(R3～)	東温市内全域	R2年度～R6年度	15	都市整備課
公園維持管理事業	健全な公園施設を維持するため、施設等の維持修繕を実施する。	—	H16年度～	—	都市整備課
公園整備事業	重信川緑地公園、重信川みんなの広場及び桜つつみ公園の3公園を、市道前川堤防線整備及び重信川かわまちづくりの整備に合わせて一体的な公園として整備し、河川敷空間を有効に活用する。	桜つつみ公園等3公園の整備	R5年度～R8年度	—	都市整備課
地区計画道路整備事業	健全な市街地を形成するため、地区整備計画により位置付けられた道路(街路)整備を実施する。	—	H16年度～	—	都市整備課

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
ため池ハザードマップ作成事業	防災重点ため池87池について、ため池ハザードマップを作成する。	防災重点ため池87池のうち、ハザードマップ未整備である56池	R2年度～R3年度(完了)	5	農林振興課
ため池整備事業	老朽化等による防災対策や耐震対策が必要であるため池について改修整備を進める。	岡池、東谷池、昌林池 追入下池、奥屋敷新池、源平谷池、西の谷池、山戸池、岡下池、黒穂池	H28年度～R11年度	(県営事業)	農林振興課
農業用ため池廃止事業	農家の高齢化や後継者不足等により、耕作の継続が困難である地域の用水源となっている農業用ため池について、受益地の喪失によりその役割を終えたものに対して、貯水機能を停止させる対策を講じて決壊リスクを回避する。	8箇所	R5～	134.5	農林振興課

7-3 有害物質の拡散・流出

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
愛媛県原子力防災訓練参加	年1回行われる愛媛県原子力防災訓練に参加し、原子力災害にかかる対応を強化する。	—	H23年度～	—	危機管理課

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
災害廃棄物処理計画の改定事業	災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施するため、災害廃棄物処理計画をより実効性のある内容に改定する。	計画策定1件	R2年度	—	環境保全課
災害廃棄物処理マニュアルの作成事業	災害廃棄物処理の手順等を定めるマニュアルを作成する。	—	R3年度～R4年度	—	環境保全課
災害時応援協定締結事務	災害発生時に各種応急復旧活動等の支援を受けれるよう、ライフライン事業者や廃棄物処理事業者など、様々な業種の事業者等との応援協定を締結する。	—	H16年度～	—	危機管理課

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
防災士資格取得支援	自主防災組織または消防団の一員で、地域の活動に積極的に関わっている方の防災士資格取得にかかる経費を助成する。	—	H20年度～	—	危機管理課
自主防災組織育成事業	自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備、備蓄食料の購入等に係る費用の補助を行う。	—	H20年度～	—	危機管理課
移住コーディネイト事業	インターネット等を通じた地域情報の発信や、移住定住総合窓口での地域案内などきめ細かなサポート体制を確立し、本市への移住者獲得を目指す。	移住コンシェルジュ2人設置/年	H27年度～	—	地域活力創出課
地域おこし協力隊導入事業	人口減少や高齢化の進行が著しい地域において、都市住民を積極的に受け入れ、地域協力活動を経ながら、定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を図る。	5人設置/年	H27年度～	—	地域活力創出課
頑張る中山間地域等支援事業	過疎化・高齢化が進行する中山間地域等において、地域課題の解決や地域活性化に向けて頑張る地域住民の自主的、主体的な地域づくり活動を支援する。	3件支援/年	H28年度～R2年度	—	地域活力創出課

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
重要文化財防火訓練実施	年1回重要文化財防火訓練(医王寺、三島神社)を実施し、防災対策を進める。	—	H16年度～	—	生涯学習課

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

取組・事業名	取組・事業の概要	事業量・箇所 (総合戦略等掲載事業、国庫補助金等活用予定事業のみ記載)	実施期間	全体事業費概算(百万円) (国庫補助金活用予定事業のみ記載)	取組主体(担当課)
統合型GISシステムデータ更新事業	統合型GISのシステムデータとして管理している土地・家屋の属性情報(地番、地目、種類、面積、所有者等)を毎年1回更新する。また、土地の分合筆等、資産の異動にあわせ、図形データ(地番図等)の更新を毎年1回以上実施する。 航空写真の撮影を3年ごとに行い、航空写真デジタルデータの更新を行う。	—	H26年度～	—	税務課

用語解説

※ページ番号【P〇〇】は、各用語が最初に出てくるページを記載しています。

ア 行

RPA・AI【P42】

RPAは、「Robotic Process Automation」の略で、人が手作業で行っていた定型的な事務処理や業務処理（PCへの入力作業等）を人工知能や機械学習といった認知技術を搭載したロボット（ソフトウェア）が代行し、業務を自動化・効率化する仕組みのこと。

AIは、「artificial intelligence」の略で、人間の知的ふるまいの一部をコンピュータ（ソフトウェア）を用いて人工的に再現すること。また、知的な機械やコンピュータプログラムを作る科学や技術のこと。

EMIS（広域災害救急医療情報システム）【P31】

「Emergency Medical Information System」の略で、災害時に都道府県を越えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域における適切な医療・救護に関わる情報を集約・提供するシステムのこと。

インフラ【P14】

道路、河川、上下水道、電気、通信など、市民生活を支える社会の基盤となる施設のこと。

Lアラート（災害情報共有システム）【P37】

地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムのこと。

カ 行

帰宅困難者【P17】

勤務先や外出先等において、地震などの自然災害が発生し、自宅への帰宅が困難になった者のこと。

クラウドサービス【P42】

従来、利用者が手元のコンピュータで利用していたソフトウェアやデータ、またはそれらを提供するための技術基盤（サーバなど）をインターネットなどのネットワーク経由で提供するサービスのこと。

啓開（道路啓開）【P28】

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送等を行うため、緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正等を行い、救援ルートを開けること。

国土強靱化【P1】

大規模自然災害等に備えるため、事前の防災や減災、迅速な復旧・復興につながる取組を計画的に実施し、致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」をもった強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

サ 行

災害ボランティア【P48】

自然災害等の発生時や発生後、被災地において復旧活動や復興活動などのお手伝いを行うボランティアのこと。

サプライチェーン【P15】

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称のこと。

G I S【P50】

「Geographic Information System」の略で日本語では「地理情報システム」という。コンピュータ上で様々な地理空間情報（地図、航空写真など）や統計データなどを重ね合わせて表示するシステムのこと。

Jアラート(全国瞬時警報システム)【P37】

大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体等に送信し、防災行政無線等を自動起動することにより、サイレンや放送で住民に緊急情報を伝達するシステムのこと。

シェイクアウト訓練【P38】

アメリカ・カリフォルニア州で始まった新しい形の訓練で、地震を想定して、参加者が一斉にそれぞれの場所で「安全確保行動」を実施する訓練のこと。

JMAT(日本医師会災害医療チーム)【P31】

「Japan Medical Association Team」の略で、大規模災害時に、被災地に対して日本医師会が遣する医師、看護師等で構成された災害医療チームのこと。

冗長性【P16】

必要最小限のものに加えて、余分なものや余剰、重複があること。また、それにより、機能の安定化が図られていること。

ストックマネジメント【P41】

施設全体の中長期的な状態の予測をもとに既存施設の有効活用や長寿命化を図る持続的・実行的な技術体系及び管理手法のこと。

ストックヤード【P47】

一時的に保管する施設のこと。

脆弱性【P14】

もろくて弱い性質または性格のこと。

タ 行

大規模盛土造成地【P17】

盛土の面積が3,000 m²以上の造成地、または盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の造成地のこと。

DMAT(災害時派遣医療チーム)【P31】

「Disaster Medical Assistance Team」の略で、大規模災害時の急性期（おおむね48時間以内）の活動を担う、医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた災害医療チームのこと。

DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)【P31】

「Disaster Health Emergency Assistance Team」の略で、大規模災害時に、被災者の衛生状態や感染症の発生などの現状を速やかに把握し、被災地で必要とされる人的・物的な支援や供給体制を確保する公衆衛生チームのこと。

土砂災害警戒区域【P10】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められ、県が指定する区域のこと。

土砂災害特別警戒区域【P10】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、県が指定する区域のこと。

ナ 行

認知症サポーター【P33】

養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする方のこと。

ハ 行

ハザードマップ【P11】

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害が予想される区域や避難場所・経路などの防災情報を表示した地図のこと。

BCP【P17】

「Business Continuity Plan」の略で、企業等では事業継続計画、行政等では業務継続計画と呼ばれる。企業等では、災害時に特定された重要業務が中断しないこと、中断した場合には、目標復旧時間内に重要な機能を再開し、顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業等を守るための経営戦略のこと。行政等では、災害時に、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定し、業務体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておく計画のこと。

PDCAサイクル【P52】

計画の策定や企画、立案（Plan）した後、計画等に沿って実施（Do）し、その結果を評価（Check）し、見直し・改善（Action）を行い、次の計画（Plan）へ反映するという継続的な業務の見直し・改善や品質管理の手法のこと。

防災士【P20】

「自助」、「共助」、「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した方のこと。

ラ 行

ライフライン【P3】

電気・ガス・上下水道・通信など、日常生活や生命の維持に必須となるインフラ設備のこと。

リスクコミュニケーション【P16】

防災において、自治体、防災関係機関、防災専門家、民間事業者、自主防災組織、住民等の関係者が、大規模自然災害等のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ること。



東温市 総務部 危機管理課

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1

TEL : 089-964-2001 (代表)

: 089-964-4483 (課直通)

FAX : 089-964-1609

E-mail : (官公庁)kikikanri@city.toon.lg.jp

(その他)kikikanri@city.toon.ehime.jp